主眼事項	着	眼点	等	評価	備考
第1の1 指定地域密着 サービスの事業 の一般原則	□ 指定地域密着型サービスで、常に利用者の立場に立て、常に利用者の立場に立ている。 ◆〒18原令34第3第1項 □ 指定地域密着型サービスを運営するに当たっては、地域密着サービス事業者又サービス及び福祉サービスをは、本では、本では、本では、本では、本では、本では、本では、本では、本では、本で	ったサービスの提供(事業者は、指定地域? 地域との結び付きを! は居宅サービス事業	で で おかなければならな で を 着型サービスの事業 重視し、市町村、他の さ者その他の保健医療	適・否	
	らない。 ◆平18厚令34第3条第2項 □ 指定地域密着型サービス・ 止等のため、必要な体制の3 研修を実施する等の措置を ◆平18厚令34第3条第3項	整備を行うとともに、	その従業者に対し、		令和6年3月31日までは努力義務となる(経 過措置)
	□ 利用者の人権の擁護及び 他必要な体制の整備を行う その他の必要な措置を講じ □ 指定地域密着型サービス するに当たっては、法第2	とともに、その従業するよう努めているか。 事業者は、指定地域容	皆に対する研修の実施 ・◆平25市条例44第3条第1項 密着型サービスを提供		責任者等体制の有・無研修等実施の有・無
	連情報その他必要な情報を るか。 ◆平18厚含34第3条第4項 ◎ 介護保険等関連情報の活 準第3条第4項は、指定地域 第118条の2第1項に規定	舌用し、適切かつ有刻 用とPDCAサイク 或密着型サービスの打	かに行うよう努めてい ルの推進について基 是供に当たっては、法		
	所単位でPDCAサイクルデービスの質の向上に努めなの場合において、「科賞Long-termcare Information当該情報及びフィードバットについては、以下の他のサート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ければならないこと。 さ的介護情報シス osystem For Evidenc ク情報を活用するこ	としたものである。こ テム (LIFE: e)」に情報を提出し、 とが望ましい(この点		
第1の2 基本方針	□ 要介護状態となった場合 可能な限りその居宅におい 活を営むことができるよう。 の居宅を訪問し、入浴、排の対応その他の安心してその ようにするものであるとと の維持回復を目指すものと	て, その有する能力(定期的な巡回又は限 せつ, 食事等の介護, の居宅において生活: もに, その療養生活!	に応じ自立した日常生 値時通報によりその者 日常生活上の緊急時 を送ることができる	適 • 否	特に「自立支援」の観点からサービスを提供しているか ※点検月の利用者数人
第1の3 暴力団の排除	□ 管理者及び従業者(利用等 又は一部について一切の裁 理者の権限を代行し得る地 為の防止等に関する法律第 か。 ◆平25市条例44第3条第2項 □ 前項の事業所は、その運	判外の行為をなす権 位にある者)は、暴; 2条第6号に規定す	限を有し、又は当該管 力団員による不当な行 る暴力団員ではない	適· 占	
第2 人員に関 する基準	する暴力団員等の支配を受 □ 次の各号に掲げるサービ ◆〒18厚334第3級3 ◎ 定期巡回サービス,随	けていないか。 ∳ 平 スを提供するものと 時対応サービス及び	25旅M44第3条第2項 なっているか。 値時訪問サービス並び	適 • 否	
1 通則	に訪問看護サービスを適要なサービスを必要なタービスを必要なター生活の継続を支援するもの 定期巡回サービス	イミングで提供し、絹	総合的に利用者の在宅		
	訪問介護員等(介護福祉)	士,看護師・准看護的	<u>币,介護職員初任者研</u>		常勤換算 人

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	修課程修了者又は訪問介護員 1 級・2 級))が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話 ② 定期巡回サービスについて、「定期的」とは原則として1日複数回の訪問を行うことを想定しているが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下で決定されるべきものであり、利用者の心身の状況等に応じて訪問しない日があることを必ずしも妨げるものではないこと。また、訪問時間については短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定すること。 ◆平18 解職嫌至-1(2)①		資格:
	□ 随時対応サービス あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士)による対応の要否等を判断するサービス ⑤ 随時対応サービスについては、利用者のみならず利用者の家族等からの在宅介護における相談等にも適切に対応すること。また、随時の訪問の必要性が同一時間帯に頻回に生じる場合には、利用者の心身の状況を適切に把握し、定期巡回サービスに組み替える等の対応を行うこと。なお、通報の内容によっては、必要に応じて看護師等からの助言を得る等、利用者の生活に支障がないよう努めること。 ◆平18鰥細紅-1(2)②		
	□ 随時訪問サービス 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき,訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話 ⑤ 随時訪問サービスについては,随時の通報があってから,概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めること。なお,同時に複数の利用者に対して随時の訪問の必要性が生じた場合の対応方法についてあらかじめ定めておくとともに,適切なアセスメントの結果に基づき緊急性の高い利用者を優先して訪問する場合があり得ること等について,利用者に対する説明を行う等あらかじめサービス内容について理解を得ること。 ◆平18 鱖艫端三-1(2)③		
	□ 訪問看護サービス 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利 用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助 ⑤ 訪問看護サービスについては、医師の指示に基づき実施されるも のであり、全ての利用者が対象となるものではないこと。また、訪 問看護サービスについては定期的に行うもの及び随時行うものの いずれにも含まれるものであること。 ◆平18解釈趣第三-1 (2) ⑥ ⑥ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下「事業所」 という。)が指定訪問介護、指定訪問看護及び指定夜間対応型訪問 介護に係る指定を併せて受けることは差し支えない。 ◆平18解釈趣第三-1 (2) ⑥ ⑥ 一の事業所は一の事務所であることが原則であるが、地域の実情 に応じ、一体的なサービス提供の単位として、本体となる事務所と 別の事務所「サテライト拠点」を併せて指定を行うことは差し支え		
2 オペレータ	ない。 ◆平18解組第三-1(2) ⑥ □ オペレーター(随時対応サービスとして利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者(以下「従業者」という。))の員数は、提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要な数以上となっているか。 ◆平18原令34第3条04第1項1号 ただし、事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。また、午後6時から午前8時までの時間帯については、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報(具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等)	適 ・	

主眼事項	着	評価	備考
	の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。さらに、サテライト拠点を有する事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて常時1以上のオペレーターが配置されていれば基準を満たすものである。 ◆平18 鰥澱ೢ 第三-1 (1) ①口		
	□ オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員(以下「看護師、介護福祉士等」という。)のいずれかをもって充てているか。 利用者の処遇に支障のない場合で、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は訪問看護サービスを行う保健師、看護師又は准看護師との連携を確保しているときは、サービス提供責任者の業務に1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者(※)として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上)従事した経験を有する者をもって充てることができる。 (※)サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に従事した期間において、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成三十年厚生労働省告示第七十八号)による改正前の厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成二十四年厚生労働省告示第百十八号)第三号に該当していた者((3年以上介護等に従事した者であって、介護職員初任者研修課程を修了したもの。)(厚生労働大臣が定		
	がるサービス提供責任者第一号又は第二号に該当する者として、サービス提供責任者の業務に1年以上従事したものを除く。)とする。 ② 当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は事業所の看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、1年以上(介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者にあっては、3年以上)サービス提供責任者の業務に従事した経験(サービス提供責任者としての勤務経験のみを算定)を持つ者をオペレーターとして充てることができることとしている。 この場合、「1年以上(3年以上)従事」とは、単なる介護等の業務に従事した時間を含まず、サービス提供責任者として任用されていた期間を通算してものであること。 ◆平18解釈遍照至-2(1)①		
	□ オペレーターのうち 1 人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等であるか。 ◆平18原令34第3条04第3項 □ オペレーターは、専らその職務に従事するものであるか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。◆平18原令34第3条04第4項		
	 ○ なお、当該オペレーターが、定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅においてサービスの提供を行っているときであっても、当該オペレーターが利用者からの通報を受けることができる体制を確保している場合は、当該時間におけるオペレーターの配置要件を併せて満たすものであること。◆平18鰥趣第-2(1)①ハ ○ 利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができることとされているが、これは、例えば、市町村が地域支援事業の任意事業において、家庭内の事故等による通報に、夜間を含め 		

主眼事項	着	眼	点	等	評価	備考
	た365日24時間の随時; る場合, その通報を受 であり, オペレーター 員が行う業務に従事す 第三2(1)①ハ	信するセン は,この市	ターと事業所 町村が行う	所の設備の共用だ 業の受信セン	が可能ター職	
	木ペレーターのうち師,保健師,准看護師ならないとしているが訪問看護事業所並びにいては,オペレーターと考えられるため,こ員として取り扱うこと	, 社会福祉 , 同一敷地 指定夜間対 と同時並行 れらの職務	士又は介護3 内の指定訪問 対応型訪問介 的に行われる に従事してし	を援専門員でなり 調介護事業所及 護事業所の職績 ることが差し支が いた場合も、常	ければ び指定 %につ えない	
	 次のいずれかの施設られる場合に、当該施をオペレーターとして ※ 指定短期入所生定施設、指定小規模活介護、指定地域密施設、指定看護小規祉施設、介護老人保院 	設等の職員と 充介能型 活外能型 養型 大 を 大 が に 大 が に た が に た が に が に り に り た り に り に り に り に り に り に り に り	(看護師,介 ができる。∳ 旨定短期入 宇介護,指定 設,指定地域 居宅介護事事	ト護福祉士等に「 平18潔細第三-2 (1) 近所療養介護, 持 記認知症対応型: 成密着型介護老. 、指定介護 、 大藤:	限る) ⑥ヘ 旨定同年 共人社 老人	
	 ○ 当該オペレーターの務しているものとしてただし、当該職員が問看護サービスに従事務時間には算入できな勤務を行うことが介護当該加算要件)を超え ◆平18 鰥融端=-2(1)①^ 	取扱うこと 定期巡回サ する場合は いため、当 報酬の加算	ができるこ。 ービス,随時 ,当該勤務時 該施設等にな の評価対象。	と。 詩訪問サービス. 詩間を当該施設: おける最低基準 となっている場	又は訪 等の勤 (当該	
3 訪問介護員 等(定期巡回)	□ 定期巡回サービスを行 度等を勘案し、利用者に 要な数以上となっている ◎ 必要な数としている 量を考慮し適切な員数 ◆平18縲鰀瀬第=-2(1)②	適切に定期 か。∳平18帰 が, サービ	巡回サービス 34第3条の4第1項 ス利用の状況	くを提供するた。 [2号 記や利用者数及]	めに必	
4 訪問介護員等(随時訪問)	□ 随時訪問サービスを行 て, 専ら随時訪問要な場の4第1日の されるために必要な場所で ● 下18月令34第3条04第1職3号 ⑤ 随時時間帯・正通動の 一、世の大変事業のの 型訪問介護事のの を10年の大変事を一動の を10年の大変を が, 4年のより を10年の では、10年の では 10年の 10年の 10年の 10年の 10年の 10年の 10年の 10年の	スト インスのよう アルス アンス・アンスのとう いいに 一般 でいまれる いいまれる いいまれる いいまれる いいまれる いいまれる いいまれる いいまれる いいまれる いい かい いいまれる いい かい かいしょう かいしょう かいしょう かいいい かいしょう かいいい かいい かいいい かいしょう かいいい かいいい かいいい かいいい かいいい かいいい かいいい かい	当たるか。 注し引きませるから。 注しいできませるがいるがい。 は必ずされるがとはとはとはとはとはとはない体体ができます。	ト護員等が1以 該職務の指とない。 をしまるのができる。 をしいのができるのができる。 は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	上し期間いと絡き確保が回応ほ午受な保がのでは、	
	□ 利用者の処遇に支障が 又は同一敷地内にある抗 訪問介護事業所の職務に ◆平18厚令34第3条の4第6項	定訪問介證	隻事業所もし	くは指定夜間		

主眼事項	着	眼	点	等	評価	備考
	□ 当該事業所の利用者にない場合は、オペレーターきる。 ◆〒18原令34第3条の4第7項 ◎ オペレーターは、随い事することができる立り提供にても、をでいまるの心身の状況や家族を転送機能等を行うことがな対応を行うことが、◆〒18解釈通知至-2(1)①オーターのよりオペレーターが	ーは、随時 詩。ない 問ない お明状と は、問い は、問い は、問い は、問い は、問い は、問い は、は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	が ごと」(の	に従事することだり 間角に対するとして 間角に対する間に対する間に対する内容にのののであるに、即時にの内容に応あることにいいます。 は、大一になるに、即時になることになることに従事しているは	が て対り利話こと: 易で 従応,用の才要。 合	
	に表する。 ・東18厚名。 ・東18厚名。 ・東18厚名。 ・いなでテライトと。 ・中テライーができる。 ・中テライーができるののでででする。 ・神点ので護細見の328第又をでいる。 ・中方ので護細別の328第又をでいる。 ・中方のででいる。 ・中方のでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	店は第すれ問題し養労問る場養福と管経で問いるのか介えて職働サ。合師祉しカ鼻いサの4業お員③も初老ビお、に及,ュ管事ビ頭所い等・者任健ス、訪規びた一栄業でので、第、第のは、第のので、第のので、第のので、第のので、第のので、第のので、	ス こてが に皆局を置切を介んレ養所行 い事置 い修興う師護れ福吸のいおう て業置 て関課訪の質で祉引喀ういお は係長問権とる法 吸りている は の し し の し の し の し の し の し の し の し の し	引介 本して 「(知所を 本しい 介平)護有で療規腔、 はい では、	な 所る満 修28期こ問い寮 引場務のい 及随た の日巡従介る養自,ろを吸い	
5 看護師等 (訪問看護サ ービス)	□ 訪問看護サービスを行っているか。 ◆〒18厚令34第・保健師,看護師又は、→常勤換算方法で2.・理学療法士,作業療・→事業所の実情に応じ、◆〒18解釈通知第三-2(1)億チ	3条の4第1赚4号 推看護師(J 5 以上 法士又は言詞 た適当数(配	以下「看護職 語聴覚士 配置しないこ	践員」という。)		
	□ 看護職員のうち 1 人以随時対応型訪問介護看とな ◆平18原令34第3条04第10項 ③ 訪問看護サービスを行う訪問介護が、利用者のニーズに近れ上の者との連絡・ ◆平18緊緊避第三-2(1)④ト ⑤ 勤務日及び勤務時間数の算定については、第 ・ 勤務日及び勤務時間数の算については、第 ・ 大田の実績がある事務時間数は、当該事事	事っ 行員箇体 が欠時業者の 行員箇体 が欠時業者の 積の対確 期お不め間所にを 定とがににないにおれておける。	下	アーターや随時訪問 ででは求めている。 ででである。 ででである。 ででである。 でである。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	車 問なち 寺 ごか 間 ス勤	

主眼事項	着	眼	点	等	評価	備考
6 計画作成責任者	② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	動が上当がるのス動場なが亥ℓ譽員方を一、ご入うな爛問型軍ニサらこ。ご務な記で確時場提務合るあサ毈が問行ビたスで勤る쀏看訪営と一に留と時い方な実間合供表にこるテ飆、介うスだをき務場蝋護問さでビ常意 に間事法いにのにの上はととラミオ護とのし行な時合ニ事介れ、ス勤す、が業にと勤みお実の、 きイ2ペ看き看、うい間は2業護て双事換る 従不所よ認務をで態務教 1、拠)一計董護問さのそ当@の護るの考えと 考定だる	E又っかで勤てに防務。響常点ハタ画務員かので貧いに防務。響常点ハタ画務員介ので算該、指の場基の法。 で期はてらき務も即間上鸞勤に 一作時の護勤あし看 定事合準指で あ看極勤れる延 しとの態換お と成間勤員務るた護 を業はを定2♀ っ護め務事も問務も態務〔をみ てにつ務等時こ時職 併と,満を 118 て職策の正業の間務も態務〔をあ てにつ務と間と間員 せ指常た懈ち驚 買短時別と数量のが時〕行勤 従おし時しに「数を て定蓋すせり過 看	に期間にしにので乖問いう務 事いて間てつ当が常 受訪換こと上葉 護の数つて算動な離の 際延 すては数定い該、勤 け問算と受のようのい動入務けし適 の時 る必、と期て勤常職 ,看方。け看 (1) かを、にこ間なるの 職も 及ア換算サ当間職し ,事2,体員ビかを、にこ間なるの 職も 及ア換算サ当間職し ,事2,体員ビかを、にこ間なるの 職も 及ア換算サ当間職し ,事2,体員 福 どかを、にこ間なるの 職も 及ア換算サ当間職し ,事2,体員 福 上、		
7 管理者	訪問介護看護計画の付う。) ◆平18厚令34第3条04第11 ◎ 十18厚令34第3条04第11 ◎ 計画作品 在者に とこれ とこれ とこれ とこれ といる 後留 部 表 といる といる といる といる といる といる といる できれ できま の で で 吸い は いい は に の で の 労 場合 も しに の 管理者は で で で いい は に の で で で で いい は に の で で した に の で で した に の で で した に に に に に に いい に に に に いい に に に いい に に に いい に に に に いい に	作成 「順は、 で成に で会た で会た者。 でのに でのは、 でのは、 でのは、 でのでのがでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でいている。 でいている。 でいている。 でいている。 でいている。 でいている。 でいている。 でいている。 でいている。 でいている。 でいている。 でいている。 でいている。 にいて、 に	る者(以 看 () を (一画作成責任者」とい 介護福祉士、医師、 月員から1人以められと した者についないさいこ では認められないこ がない場合は、管理 2(1)⑤ う訪問介護員等につ ではならない(陸		
	し、又は同一敷地I とができるものと ② 具体的には、 」 に支障がないときI なお、管理者はオイ 等、随時訪問サーI	支障がない場合 対にある ◆〒18 する。 ◆〒18 以下の場合で よ、他のの職会で よ、ルータ行う で で で で で で で で で で で で で で で の で の で	合は、当該事業 事業所、施設等 幹34第3条05 あって、 当記 を兼ねることか E期巡回サービ 閉介護員等、訪	所の他の職務に従事 の職務に従事するこ な事業所の管理業務 できるものとする。 入を行う訪問介護員 間看護サービスを行 はないものである。		

主眼事項		評価	備考
	① 当該事業所のオペレーター, 定期巡回サービスを行う訪問介護員等, 随時訪問を行う訪問介護員等又は訪問看護サービスを行う看護師等の職務に従事する場合 ② 当該事業者が指定訪問介護事業者, 指定訪問看護事業者又は指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け, 同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合の, 当該指定試問介護事業所, 指定訪問看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事する場合 ③ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等, 特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所, 施設等がある場合に, 当該他の事業所, 施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所, 施設等の事業の内容は問わないが, 例えば, 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や, 併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは, 管理業務に支障があると考えられる。ただし, 施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等, 個別に判断の上, 例外的に認		
第3 設備に関	める場合があっても差し支えない。) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設ける	適	
する基準 設備及び備品 等	ほか,指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 ◆〒18原含34第3条06 ◎ 健康保険法による指定訪問看護の指定を受けている場合には事務室を共用することは差し支えない。◆〒18縣融第三-3(1) ◎ 手指を洗浄するための設備等,感染症予防に必要な設備等を備え	否	
	でいるか。 ◆平18解離第三-3 (3) □ 事業所には、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な機器を備えているか。 ◆平18原634第3条06第2項以下の機器を設置することが必要。 ① 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ② 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 ⑤ ①の機器については、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受信した際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければならない。ただし、サーバー等の機器は、事業所に設置されていなくてもよく、また日々の申し送り等により随時でもれ、事業所内で一元的に管理できる場合は、情報の蓄積は紙媒体でも可。 ◆平18解釈通照至-3 (5) ⑥ ②の利用者からの通報を受けることができる通信機器等は、地域を巡回するオペレーターが携帯することもできること(一般の携帯電話でも適切に随時通報が行える場合は可。 ◆平18解釈通照三-3 (4) □ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者に対して、オペレーターに通報できる端末機器 (ケアコール端末)を配布しているか。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報ができる場合は、この限りではない。 ◆平18原約34第3条06第3項 ⑥ 利用者に配布する端末は、ボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるものでなければならない。ただし、利用者の心身の状況によって、適切に随時通報が行える場合は、携帯電話を配布することや、利用者の一般家庭用電話や携帯電話を利用することでも可。 ◆平18解釈題第三-3 (6) ⑥ ケアコール端末については、オペレーターに対する発信機能だけでなく、オペレーターからの通報を受信する機能を有するものが望まし、◆平18解釈題第三-3 (7)		
	□ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業が指定夜間対応型訪問介護の事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定夜間対応型訪問介護の設備基準を満たすことで、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の設備基準を満たしているとみ		

主眼事項	着 眼	点	等	評価	備考
	なす。 ◆₹18厚含34第3系06第4項 ◎ 指定夜間対応型訪問介護事 時対応サービスの提供に必引 ことができる。 ◆₹18解懇類第	要となる設備を双ス			,
第4 運運選本本みのの同同手び	□ 指い	族に対し、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	望の概要,定期巡者の代の概要,定期巡者の代の側の利力を記者の表別のでは、	適・否	□明□等認 ★のか □者 □会 ★い□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
2 提供拒否の禁止	□ 下記の提供を拒むことのでき 度や所得の多寡を理由にサー ◆平18原令34第3条08 ◎ 提供を拒むことのできる ① 当該事業所の現員から ② 利用申込者の居住地がである場合 ③ ①②のほか、利用申込時対応型訪問介護看護を ◆平18解釈謝第三-4(3)	ービスの提供を指 正当な理由 らは利用申込に応じ が当該事業所の通常 込者に対し自ら適な	否していないか。 きれない場合 常の事業の実施地域外 別な指定定期巡回・随		契約書は努力義務 【 事例の有・無 】 あればその理由
3 サービス提 供困難時の対 応	□ 利用申込者に対し自ら適切な 護を提供することが困難である る指定居宅介護支援事業者への 対応型訪問介護看護事業者等の 講じているか。 ◆平18県34第34	らと認めた場合は,)連絡,適当な他の の紹介その他の必	当該利用申込者に係 指定定期巡回・随時	適 • 否	口 地域外からの申込例があるか。その際の対応(断った、応じた等)
4 受給資格等 の確認	□ 指定定期巡回・随時対応型記は、その者の提示する被保険者定の有無及び要介護認定 ◆平18原34第3条010第1項 □ 被保険者証に、認定審査会意審査会意見に配慮して、指定定供するように努めているか。	話証によって、被保 の 有 効 期 間 を 稲	険者資格,要介護認 質かめているか。 るときは,当該認定 型訪問介護看護を提	適・否	□ 対処方法確認 (申込時にコピー等) □ 記載例あるか。あれば当該事例の計画確認
5 要介護認定 の申請に係る 援助	指定定期巡回・随時対応型記 護認定を受けていない利用申記 に行われているかどうかを確認 ◆平18厚令34第3条011第1項 □ 申請が行われていない場合は やかに当該申請が行われるよう ◆平18厚令34第3条011第1項 □ 指定居宅介護支援が利用者に 認定の更新の申請が、遅くとこの有効期間が終了する日の301	5問介護看護の提供 込者については、要 恐しているか。 は、当該利用申込者の が必要な援助を行っ に対して行われて も当該利用者が受	の開始に際し、要介 介護認定の申請が既 の意思を踏まえて速 っているか。 いない場合、要介護 けている要介護認定	適· 否	【 事例の有・無 】 あれば、その対応内容 【 事例の有・無 】 あれば対応内容

主眼事項	着 眼 等	評価	備考
	を行っているか。 ◆平18厚令34第3条の11第2項		
6 心身の状況 等の把握	□ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 ◆平18原34第3条012	適 . 否	□ サービス担当者会議参加状況()□ やむをえず欠席する場合,意見照会に回答しているか
7 居宅介護支	□ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、	適	□ 開始時の連携方法確
援事業者との 連携	指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービス を提供する者との密接な連携に努めているか。 ◆〒18原令34第3条の13第1項	否	認
	□ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ◆平18厘令34第3条013第2項		□ 終了事例での連携 内容確認(文書で情報 提供等)
8 法定代理受領サービスの提供を受ける	口 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計	適・否	【 事例の有・無 】 あれば対応内容
ための援助	画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を福知山市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか ◆平18厚令34第3条014	<u></u>	
9 居宅サー	□ 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指	適	□ 居宅サービス計画
ビスに沿った サービスの提 供	定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しているか。 ◆平18厚令34第3条の15	否	の入手を確認。作成のない事例あるか確認
10 居宅サービ ス計画等の変 更の援助	□ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 ◆平18厘令34第3条016	適 • 否	□ 事業所の都合で計 画変更を迫っていない か
11 身分を証する書類の携行	□ 従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利 用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導 しているか。 ◆〒18原令34第3条の17		□ 実物を確認
	 ⑤ 身分を証する書類には、当該事業所の名称、当該従業者の氏名を記載しているか。(従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい) ◆平18解融第三-4(11) 	否	
12 サービス提	口 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供日本が内容が関する場合とは、	適	□ 個人記録確認
供の記録	及び内容(例えば定期巡回サービス及び随時訪問サービスの別),保険給付の額その他必要な事項を,利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 ◆平18厚令34第3条の18第1項	否	
	□ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法(利用者の用意する手帳等に記載するなど)により、その情報を利用者に対して提供しているか。 ◆平18庫34第3条018第2項		□ 開示内容確認 希望によらず積極的 に情報提供している 場合はその提供方法
13 利用料等の 受領	□ 法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 ◆平18原令34第3条の19第1項	適 • 否	□ 領収証確認 (1割 又は2割又は3割の 額となっているか)
	□ 法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。		□ 償還払の対象で10 割徴収の例あるか確 認

主眼事項	着	眼	点	等	評価	備考
	◆平18原令34第3条の19第 □ 利用者の選定によ 定定期巡回・随時対応 の支払を利用者から ⑤ 前項の費用の額 め、利用者又はその いて説明を行い、利 ◆平18解釈過第三-4(13	費の額 らかじ	□ 同意が確認できる 文書等確認			
	 ◎ 利用者へ配布する 料等の費用を利用者 ◆平18解釈通期至-4(13 ◎ 利用者から、保隆 されないあいまい。 ◆平18解釈通期至-4(13 	者から徴収して ○⑤ 食給付の対象と な名目による	ていないか。 : なっている ⁻	サービスと明確	に区分	□ 口座引落や振込の 場合, 交付方法及び時 期
14 保険給付の 請求のための 証明書の交付	□ 法定代理受領サー 問介護看護に係る利, 巡回・随時対応型訪 られる事項を記載しているか。 ◆平18瞬	用料の支払を 問介護看護の たサービス提	受けた場合に 内容,費用の	は, 提供した指 D額その他必要	定定期 ・ と認め 否	【 事例の有・無 】 事例あれば実物控え又 は様式確認
15 指定定期巡 回・随時介護 型訪問介護 護の基本取扱 方針	□ 定期巡回サービス2 軽減又は悪化の防止1 とともに、随時対応サ 者からの随時の通報1 てその居宅において生 ◆平18厚令34第3条021第1項	こ資するよう, ナービス及び陨 こ適切に対応し 生活を送ること	その目標を記 随時訪問サー! して行うもの とができるよ	設定し, 計画的! ビスについては とし, 利用者が! うにしているか	に行う ・ 否 ・ 利用 否 を心し	【自主点検の有・無】
	□ 事業者は, 自らその 護の質の評価を行い, ければならない。 ● 平1	それらの結果 8厚令34第3条の21第	見を公表し,常 ^{[2項}	常にその改善を	図らな	【第三者評価受診の 有・無】
16 指 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ り り り り り り り	□ マンマー では	ひうり を一つけっ かきる の対を かて旨 っ 寺とびいと 適ビ置し 提、か 提応図 供る等 い 応、時用っ にをれ適 に用 に訪る に環を な 型利訪者い ううぶな たかり 当者♥ 当問よ 当境行 い 訪用問がる ううぶな たかり たかう たのっ か。 グラ	「大安か」に 一でである。 一でである。 一でである。 一でである。 一でである。 一でである。 一でである。 一でである。 一でである。 一でである。 一でである。 一でである。 一でである。 一でである。 一でである。 一でである。 一でである。 一でである。 一ででは、 一ででいる。 一ででいる。 一ででいる。 ででいる。 一ででいる。 ででい。 ででい。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。	1 日本語	生 作 , , る 型し なのる 心は詩 ; ス活 成利利か 訪, 連心か 身そ 懇のを 責用用。 問必 携身。 のの 切提・否	

主眼事項	着 眼	点 等	評価	備考
	□ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 技術及び医学の進歩に対応し、適切な サービスの提供を行っているか。 ◆平1 □ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 合鍵を預かる場合には、その管理を厳 紛失した場合の対処方法その他必要:	介護技術及び看護技術をもっ 8厚令34第3条の22第8号 長看護の提供に当たり利用者か 安重に行うとともに、管理方法	ò	
17 主治の医師	に交付しているか。 ◆〒18原今34第3条02 □ 事業所の常勤看護師等は、主治の医	2第9号		
との関係	護サービスが行われるよう必要な管理 ◆平18厚含34第3条023第1項 ◎ 主治医とは、利用申込者の選定に 主治医以外の複数の医師から指示: い。 ◆平18解職類第三-4(16)①	里を行っているか。 こより加療している医師をいい	否	
	□ 事業者は、訪問看護サービスの提供 る指示を文書で受けているか。 • 平18厚		k	事例で確認
	□ 事業者は、主治の医師に定期的に指護看護計画(訪問看護サービスの利用問看護報告書を提出し、訪問看護サー師との密接な連携を図っているか。◆	用者に係るものに限る。)及び - ビスの提供に当たって主治の	· 访	事例で確認
	□ 医療機関が事業所を運営する場合による指示並びに指定定期巡回・随時対看護報告書の提出は、診療録その他のへの記載をもって代えることができる	l応型訪問介護看護計画及び訪 <mark>)</mark> 診療に関する記録(診療記録	問	カルテ確認
18 定期巡回・ 随時対応型訪 問介護看護計 画の作成	□ 計画作成責任者は、利用者の日常生 て、定期巡回サービス及び随時訪問サ するための具体的な定期巡回サービ、 等(担当する定期巡回・随時対応型訪 業者が提供するサービスの具体的内容 た定期巡回・随時対応型訪問介護 ◆平18厘等34第3条024第1項	ナービスの目標、当該目標を達 ス及び随時訪問サービスの内 5問介護看護従業者の氏名、同 5、所要時間、日程等)を記載	成 否 正 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	□ 全利用者の計画 →【有・無】 □ 7セスメントの方法・様 式 ()
	□ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 が作成されている場合は、当該計画の ◆平18厚令34第3条の24第2項			□ サービス担当者会 議への出席状況及び会 議内容の記録,計画へ の反映確認
	□ 定期巡回・随時対応型訪問介護看該 居宅サービス計画に定められた日時等 ス計画の内容及び利用者の日常生活全 画作成責任者が決定することができる 責任者は当該定期巡回・随時対応型訪 援専門員に提出しているか。◆平18帰3	等にかかわらず、当該居宅サー 全般の状況及び希望を踏まえ、 る。この場合において、計画作 5問介護看護計画を担当の介護	ゴ 計 或	ロ ケアプランの入手 確認
	□ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護宅を定期的に訪問して行うアセスメンるか。 ◆〒18原34第3条024第3項 ◎ 「定期的に」とは、概ね1月に1が、保健師、看護師又は准看護師の踏まえ、適切な頻度で実施すること者に対する定期的なアセスメント及看護サービス提供時に併せて行うこ◆平18解職第三-4(17)③ ◎ アセスメント及びモニタリングを看護師は、当該事業者が実施する他れることも差し支えない。(なお、	ントの結果を踏まえ、作成して 回程度行われることが望まし の意見や利用者の心身の状況等 こ。なお、訪問看護サービス利 なびモニタリングは、日々の訪 ことで足りる。 を担当する保健師、看護師又は 記の事業に従事する者により行	い いを 用問 作り	□ 定期的(概ね1月に 1回)なアセスメント及 びモニタリングが行わ れているか

主眼事項	着	眼点	等	評価	備考
	及びモニタリングに従事 る勤務時間とはみなされ。 □ 訪問看護サービスの利用: 護計画については、計画作 況、主治の医師の指示等を するための具体的なサート ◆平18厚令34第3条024第4項	ない) ◆₹18鱖劍駐 者に係る定期巡回・ 成責任者は,当該利 踏まえて,療養上の	-4 (17) ③ 随時対応型訪問介護看 用者の希望,心身の状 目標,当該目標を達成		
	□ 計画作成責任者が常勤看 上記の記載に際し、必要な の説明の際には、計画作成: ◆平18厚令34第3条024第5項	指導及び管理を行っ	ているか。また、下記		
	□ 計画作成責任者は、定期: に当たっては、その内容(利用者又はその家族に対し ◆平18厚令34第3条の24第6項	目標,内容,実施状	況及び評価)について		□ ケアプランの内容と整合がとれているか・長期目標の内容・期間・短期目標の内容・期間
	□ 計画作成責任者は、定期 した際には、当該介護看 ◆平18厚令34第3条024第7項 ◎ 事業所が保険医療機関	護計画を利用者に	こ交付しているか。		□ 説明の方法確認 同意は文書か □ 交付したことを確
	対応型訪問介護看護計画 ることができるとされて 看護計画の交付について の取扱いについて」(平成を参考に事業所ごとに定 ◆平18解職嫌=-4(17)⑦	の提出は,診療記録/ いるため,定期巡回 は「訪問看護計画書』 は12年3月30日労企第	への記載をもって代え・随時対応型訪問介護 なび訪問看護報告書等 55号)に定める計画書		認できる記録 →【有・無】
	□ 計画作成責任者は、定期 後、実施状況の把握を行い、 ているか。 ◆〒18原令34第3条0 ⑤ 作成責任者は、従業者の 問介護看護計画に沿って もに、助言、指導等必要 ◆平18解融減=-4(17)®		情護計画の変更を行っ 期巡回・随時対応型訪 こついて把握するとと		口 計画見直しの頻度 確認区分変更のあった ものの見直し時期を確 認
	□ 訪問看護サービスを行う 護サービスについて、訪問 護報告書を作成しているか。 ⑤ 当該報告書は、訪問のも 期的に提出するものをい 計画の記載において重複 る重複箇所の記載を省略	日,提供した看護内: 。∳平18厚令34第3条の24第1 部度記載する記録とし い,当該報告書の記載 する箇所がある場合	容等を記載した訪問看 0項 は異なり, 主治医に定 战と先に提出した当該 は,当該報告書におけ		
	□ 常勤看護師等は、訪問看 理を行っているか。∳平18帰		し,必要な指導及び管		
	□ 医療機関が事業需要 医療機関が事業 所有で、	i (訪問看護サービス 告書の作成は、診察 告書の作成は代える 事業の人員及び運営 居宅サービス計画に で、出きであるが といる といる といる といる といる といる といる といる といる といる	スの利用者に係るもの 療録その他の診療に関 を録そができる。 会に関すけけた居 でもと規定とができる。 会に関すけたお居 でも をは をは をは をは をは をは をは をは をは をは		□ 居宅介護支援事業 者に対し、定期巡回・随 時対応型訪問介護看護 計画を提供しているか。

主眼事項	着	評価	備考
	回・随時対応型訪問介護看護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。 ∳平18解驗第三4 (17) ⑫		
19 同居家族に 対するサービ ス提供の禁止	□ 従業者が、同居の家族である利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)を提供していないか。◆平18厚令34第3条025	適 · 否	【 事例の有・無 】
20 利用者に関する市町村への通知	□ 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ◆〒18厚令34第3条の26 ① 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適・否	【 事例の有・無 】
21 緊急時等の 対応	□ 従業者は、現に定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 ◆〒18厚令34第3条027第1項 □ 従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っているか。 ◆〒18厚令34第3条027第2項	適 • 否	【マニュアルの有・無】 従業者への周知方法 () 【 事例の有・無 】 緊急時対応の事例
22 管理者等の 責務	□ 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。 ◆〒18厚令34第3条028第1項	適 · 否	□ 管理者が掌握して いるか
	□ 管理者は、当該事業所の従業者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 ◆平18厚令34第3条の28第2項 □ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行っているか。 ◆平18厚令34第3条の28第3項		
23 運営規程	□ 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ◆〒18原634第3条029 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、第2において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない(第4の1に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。)(以下、他のサービス種類についても同趣旨。)。◆〒18縣融號三-4(21)⑥ ③ 営業日及び営業時間 ⑤ 営業日及び営業時間 ⑥ 営業日及び営業時間 ⑥ 営業日と、営業時間は24時間と記載する。 ◆〒18縣融號三-4(21)② ④ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 「利用料」としては、法定代理受領サービス及び訪問看護サービスの内容を指す◆〒18縣銀銀三-4(21)⑥ ⑥ 「利用料」としては、法定代理受領サービスでない利用料を、「その他の費用の額」としては、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合に要する交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定する。(以下、他のサービス種類についても同趣旨)。◆平18解22年(21)⑥ ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。 ◆平18縣組第三-4(21)⑥	適·否	でである。 変を で で で で で で で で で で で で で で で で で で

主眼事項	着	眼	点等	評価	備考
	の研修方法や研修書 下「虐待等」というであること(以下、 ◆平18解融第三-4(21) ⑨ その他運営に関する ◎ 同一事業者が「 のサービス種類にな 体的に行う場合にる	が紛失した場合の が が が が が も で が が の も で が の で の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の		事案(以 言す内容 , 養数 , 業を一 ること	⑧の虐待の防止のための措置に関する事項については、令和6年3月31日までは努力義務となる(経過措置)
24 勤務体制の 確保等	□ 事業所ごとに、従業者 勤の別、管理者との兼務 ているか。 ◆平18幹34第3	関係等を明確に			口 実際に使用されて いる勤務表で確認
	□ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	♥用りの問規当 定し折と待は 定の 囲おスらの,黍,在対趣 い案型連受一のこ18契当で介定す 期で又のす,定訪従 にい,ない黍託委及し點 でし訪携け体でと黔約該あ護する 巡おは密る福期問業 つて随いず託業託びて-4 はて問をる的はを34、事る員る場 回り指接こ知巡介者 い,時とれに務す緊急2 当切護ると実くま常労事。等紹合 ・,定なと山回護に て全訪いも当にみ急繋2 当切護ると実くまの働所なに介を 随他訪連が市・事行 はて問う社にす急契③ 該と看こが施,えの30者がおつ予除 時の問携で長随業わ ,のサ趣徒っ要一時約 事認護とでが随,	第派の,い定く 対指看をきが時所せ 福利一旨共ですどりの 業め事にきで時そ項 遺骨の でに 対抗 では	あられた。なと、「とは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで	

主眼事項	着	眼	点	等	評価	備考
	の状況やする が表と が表と が表と がななを がななを がななを がななを がななを のがななを のがなながる ののでする ののででする ののででする ののででする ののででする ののででする ののででする ののででする ののででする ののででする ののでする ののでする ののででする ののででする ののででする ののででする ののででする ののででする ののででする ののででする ののででする ののででする ののででする ののででする ののででする ののででする ののででする ののででする のででする のででする のででする のででする のででする のででする のででする のででする のででする のででする のででする のででする のででする のででする のででする のででする のででででする のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	,握がうけ介,の(な所び当さ確こる護一事契ー, 事てさが時護的所のスまして。 事では、 は、 は、 は、 は、 は、 で対事業がで、 は、 で対事業がで、 は、 で対事業がで、 は、 で対事業がで、 は、 で対事業がで、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	所が随時の け、おり場で で さ が い が り、 う る り い り、 う ら ら ら じ い り、 う に 当 い り い り 、 う に 当 い り い り 、 う に り い り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り り り り り り り り	ナービスを行うが 対的心身の がある がいりました。 がいかないでである。 がいがないでである。 がいがでいる。 がいがいでいる。 がいのは、 がいのは、 がいのは、 でいる。 でい。 でいる。	これにあるとは、これにあるというでは、必数応り期は業契とサスにをじ、巡想所約同一、	
	□ 定期巡回・随時対応 その研修の機会を確保 ◎ 研修機関が実 の機会を計画的に	しているか。 施する研修	◆平18厚令34第3条 や当該事業月	:の30第4項 听内の研修への		□ 研修実施状況確認 記録の【 有・無 】 (実施日時,参加者,配 布資料 等)
	□ 適切な指定定期巡回 点から、職場において した言動であって業務 期巡回・随時対応型訪 防止するための方針の ◆平18厚令34第3条の30第5項	行われる性的 上必要かつ 問介護看護領	的な言動又は個 相当な範囲を É業者の就業班	憂越的な関係を₹ ・超えたものによ 環境が害されるこ	背景と にり定	
	◎ 望れいいいもきますのでである。 事ましょうの主主主が講組についるのでである。 事ましょうの主主主には、 事業には、 事業をはないには、 事業をはないには、 事業をはないには、 事業をはないには、 でのおけれる。 でのはは、 でのはは、 でのはは、 でのはは、 でのはは、 でのはは、 でのはは、 でのはは、 でのはは、 でのはは、 でのはは、 でのはは、 でのはは、 でのはは、 でのはは、 でのはは、 でのはは、 でのはは、 でのは、 での	てて含置置 る は は は は ま で の き く と は は ま ま の と で 、 れ 具 具 題 年 係 置 一 あ の き く と の き く と は 、 れ 具 具 は は ま き パ り で ル ト か に 生 を 等 いっか が の の も く か い の か ら で の ら へ ら い か の ら や ら い か い の ら で か い の ら で か い の ら で か い の ら で か い の き で か い か い の き で か い か い か い の き で か い か い か い か い か い か い か い か い か い か	c b c 内なしか り僚留 のなしか まのに容内で省といメ特 を限す は用示たのト留 を開す は用示たのト留 を関す を開す を開す を開示が の及 のの のの ののの ののの ののの のののの のののの のののののの	なお、セクシュ がよ。 がまま講子() という。 は は は は は は は は は は は は い は は い は い は	ュウ お買業種とこれ マア家 け等主に労お下 ンドラ はい 関働いの トール はい	ハラスメント対策の実 施【 有 ・ 無 】
	を行と はな	い い い い い た い た い た い た い た い た い た い た	に は さ に さ き き き き き き き き き き き き き き き き き	切に対応することでは、では、では、からないでは、 対して がいる のの のの のの のの のの のの のの できる	かとこ と	
	ロ 事業主が講じるこ。 指針においては、顧3 メント)の防止のたる	とが望ましい 客等からの著	↑取組について 予しい迷惑行為	、パワーハラス : 為(カスタマー/	\ ラス	カスタマーハラスメン ト対策の実施 【 有 ・ 無 】

主眼事項		評価	備考
	とが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するた に必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタル ルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等) び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業利 業態等の状況に応じた取組)が規定されている。介護現場では特 利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止がす られていることから、イ(事業主が講ずべき措置の具体的内容) 必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメ ト対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き 等を参考にした取組を行うことが望ましい。◆平18網職票=-4(22)⑥	めへ及・いめのン」	VIII ~~7
25 業務継続計 画の策定等	□ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常 害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型討 介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早 の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を 定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。(経過 置あり) ◆平18厘令34第3条の30の2第1項 ◎ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指	問期 期 第 時 措 定	令和6年3月31日までは努力義務となる (経過措置) 業務継続計画の有・無
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を受けられるよう、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するたの、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画従い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対して、必要研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないことしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の施については、基準第3条の30の2に基づき事業所に実施が求めれるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うこも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望まい。	め業になと実らと者施	
	なお、当該義務付けの適用に当たっては、指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省(令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年月31日までの間は、努力義務とされている。◆平18解職第三-4(23)①	令 。) · 3	
	 ◎ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであるこから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものでない。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の 	ウ 所 た と 及 は	
	a 平時からの備え(体制構業・登備、怒業症的正に向けた取組の施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対関係者との情報共有等) ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフィンが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携 ◆平18解職類=-4(23)②	态、	
	□ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・阪 対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知する	_	

主眼事項	着眼点	等	評価	備考
	ともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施し ◆平18厚含34第3条の30の2第2項 ② 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継に 職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、な教育を開催するとともに、新規採用時には別にが望ましい。また、研修の実施内容については、必要症の業務継続計画に係る研修については、必要の防止のための研修と一体的に実施すること ◆平18解釈通第三-4(23)③ ③ 訓練(シミュレーション)においては、感染に合において迅速に行動できるよう、業務継続計の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場でである。	続計画の具体的内容を応 要性や、解析の対 定期的(年1回の基準を 定期的を 実施を 定の で 実施を で で を で を で を る の 予 な び ま 。 を き 。 と 、 及 い し 、 と 、 と 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		
26 衛生管理等	のための訓練と一体的に実施することも差し支訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問び実地で実施するものを適切に組み合わせなが切である。◆平18解職知第三-4(23)④ □ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業系統計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続るか。◆平18厚334第3条の3002第3項 □ 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必	えない。 わないものの、机上及 がら実施することが適 者は、定期的に業務継 計画の変更を行ってい	適	分学老健康診断の扱い
	るか。◆平18帰34第3条031第1項 □ 事業所の設備及び備品等について,衛生的な(使い捨ての手袋等感染を予防するための備品 31第2項 平18解級通期三-4(24) ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業利所の設備及び備品等の衛生的な管理に努時対所の設備及び備品等の衛生的な管理に努時対所の設備及び備品等の衛生的な管理に発対が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護で、定期巡回・随時対応型訪問を表示の危険から守るため、使い捨ての手袋のの備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。◆平18解疑知第三-4(24)①	管理に努めているか。 品など)◆平18厚令34第3条の 計器の保持及び事 を型訪問ととででは を型訪問ででででいるが、 ができまれているが、 はででいるが、 ででは、 ででいるが、 ででは、 ででいる、 ででは、 ででで、 ででは、 ででで、 ででは、 でででは、 ででが	・否	従業者健康診断の扱い 職員がインフルエンザ 等罹患時の対処方法 事業所支給品の有・無
	□ 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が発生し、又はまん延しないように、次の各号いるか。(経過措置あり) ー 感染症の予防及びまん延の防止のための交(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以こという。)を活用して行うことができるものと月に一回以上開催するとともに、その結果に時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図こ 感染症の予防及びまん延の防止のための指金 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図こ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定 ◆平18厚含34第3条031第3項 ⑤ 同条第3項に規定する感染症が発生し、20に講ずべき措置については、具体的には基準であるが、他のサービス事業を対した。各事項について、同項に基準があるものであるが、他のサービス事業を対した。なお、当該義務付け、3年の日本には、20年間では、	に掲げる措置を講じて 会員等 大随 おいの を との こと は いの に との こと は いの が り いの に との こと は 取がりは いの がりは いの に との こと は 取がりは いの に との こと は 取がりは いの に との こと は 取がりは いの がりは いの がり は が いの がり は いの がり は が いの に は いの がり は いの がら と いの がり は いの に は いの は いの は いの は いの は いの は いの は		令和6年3月31日までは努力義務となる(経過措置)

主眼事項			等		備考
	イ 感染症の予防及びま 当該事業所における!! を検討するの知識を有っ を検討すの知識を有っ とが望まも含め積極的! の者も及び以下感染 当する者でいるのおおもの がに応い流行する時!	惑染すの予防対応の予防対応の予防対応では、 を明なでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の	まん延の防止のためでは、という。という。)構成では、という。り構成ではなる者になる者にいる。はでいる。は、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで	りありていたくいもくがもない。 対りるはバをこのに 策、こ外一担と状、	
	がある。 感染対策委員会は、 を介したコミュニケー を活用して行うことが 委員会・厚生労働省 適切な取扱いのための テムの安全管理に関す	では、 では、 では、 では、 では、 ででででででででででででででででででで	等(リアルタイムで同 機器でいう。、個人 はないの際、個人 をの際はける医 ま者 は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	のご保報シ 、、像)護のス こ事	
	ロ 感染症の予防及びる 当該事業での予防とは、 当該事業では、 学にの対策では、 学にの対策では、 学にの対策では、 では、 が、 では、 が、 では、 が、 が、 が、 が、 で、	ん延の防止のため 「感染症の事にのため 「感染発生生のの時の でを事に、感染 手洗い、感染 をを を を を を を を を を を を の の で の で の で の	の指針 びまん延の防止のため でを規定する。 管理(環境の整備等) 予防、医療機関や 防止、医療機関や保保 関との連携、行政等へ る事業所内の連絡必 記しておくことも必要	り ま 、対所 の や で あ も も も も で あ た の や で あ の や で あ る の も で る の も で る の も る の も る る る る る る る る る る る る る る	
	おける感染対策の手引き おける感染対策の手引き ハ 感染症の予防及びま 定期巡回・随時対応型 防及びまん延の防止のが 容等の適切な知識を普別 指針に基づいた衛生管理 する。 職員教育を組織的に	き」を参照された ん延の防止のため 型訪問介護看護従 ための研修」の内 及・啓発するとと 里の徹底や衛生的	い。 の研修及び訓練 業者に対する「感染症 容は、感染対策の基礎 もに、当該事業所にあ なケアの励行を行う。	走の予 楚的内 3 ける 5 のと	
	的な教育(年1回以上) 教育を手1回以るが を実る修す研験の向向を をする修力で時のした。 が表示されて が変いるが がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 がでいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 は	と要がで厚める祭(るの) 外で厚望あ生研(という) をがで厚めるに、ショックででででいる。一部では、一部ででででいる。 「」事発シい応やと。 「」事発シい応やと。 「」事発シい応やとま 介等業性になった。	もに、新規採用時にに 大、研修の実施内容に 護施設・事業所の職員 を活用ま態にを応じてしている。 では、では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので	また 員業に登以られた。 はい 一角にと生とい容い け内。時)でに	
27 掲示	の演習などを実施する。 訓練の実施は、机上る 及び実地で実施するもの 適切である。 ● 平18 解題類 □ 事業所の見やすい場所 の他の利用申込者のサー	を含めその実施手 のを適切に組み合 E-4(24)② fic, 運営規程の根 ービスの選択に資	わせながら実施する。 既要,従業者の勤務の値 すると認められる重要	ことが 本制そ 適 要事項 ・	□ 掲示でない場合は 代替方法確認 □ 苦情対応方法も掲
	を掲示しているか。 ◆	至期巡回・随時対応)対応、苦情処理の 記(実施の有無、実	。型訪問介護看護従業 の体制、提供するサート	ごスの 実施	□ 苦情対応方法も掲 示あるか

28 秘密保持等 [で表表の で表表の で表表の で表表の で表表の での での での での での での での での での で	のずは、問ご養師、し付同のでは、のででは、のででは、のででででででででででできます。 では、のでいる、のでででででででいる。 では、のでいるでは、のででは、のでいるでは、できない。 これでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	所に掲示することを見いた。 とのでは掲示がある。 をして の動るをにて の動るをにて の動るを は おいます から で は おいます から で は から で が な は が で で が で で が で で で で で で で で で で で で	定 ビと て定を 対にが ・・項 し スで は期求 応自で 利随の	
	用者又はその家族等が自E 時対応型訪問介護看護事 掲示に代えることができる ◆平18解融第三-4(25)② □ 事業所の従業者は,正当な 又はその家族の秘密を漏らし ◆平18厚令34第3条の33第1項	由に閲覧可能な 業所内に備えたることを規定し な理由がなく、そ	形で当該指定定期巡回 すけることで同条第1 たものである。	項の	
	知り得た利用者又はその家族 措置を講じているか。 ◆平1	族の秘密を漏ら	。 な理由がなく, その業績 すことがないよう, 必	予 務上	□ 従業者への周知方法 □ 就業規則等確認 □ 事業所の措置内容
	 □ サービス担当者会議等に 利用者の同意を、利用者の 同意を、あらかじめ文書に。 ◆平18厚令34第3条の33第3項 □ 事業所についての広告は、 いないか。 	家族の個人情報 より得ているか その内容が虚	を用いる場合は当該家 。	で族の	□ 同意文書確認 【 広告の有・無 】 あれば内容確認
援事業者に対 する利益供与	しないが。 □ 指定居宅介護支援事業者ご 業者によるサービスを利用で 産上の利益を供与していない	又はその従業者 させることの対	に対し, 利用者に特定 償として, 金品その他		03/1 019 L 3.12. HE BIX
	□ 提供した指定定期巡回・N その家族からの苦情に迅速が けるための窓口を設置す ◆平18厚令34第3条の36第1項 □ 苦情を受け付けた場合, 章 ◆平18厚令34第3条の36第2項 □ 提供した指定定期巡回・N ・下で表した指定定期巡回・N ・下で表した指定の他のくけた場合, 章 が行うの調査に協力する。 ・下で場合, 当該指導又は頭 はた場合, 当該指導又は頭 ・下で場合, 当該指導又は頭 ・下で場合, 当該指導又は頭 ・下で表した場合, 当 ・下で表した場合の ・下で表しているか。 ・下で国民健康保	かる いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ	するために、苦情を受な措置を講じているか。 等を記録しているか。 介護看護に関し、福知し、福知しはでいるがの苦情。 者があるのお指導でいるがある。 対策をでいるがある。 ができるがある。 ができるではいる。 ができるでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	・ 否 ・ 市の知受。 ・ 不	【マニュアルの有・者】 「マニュアルび担当者」) 「マニスでは、 「一次では、 「一な

主眼事項	着	眼点	等	評価	備考
	もに、国民健康保険団体連 指導又は助言に従って必要 ◆平18厚令34第3条の36第5項 □ 国民健康保険団体連合会 を国民健康保険団体連合会 ◆平18厘令34第3条の36第6項	な改善を行ってい からの求めがあっ	るか。 た場合には,改善の		事例の有・無 直近事例 (年 月)
32 地域との連携等		に ・家町セをて下レらお巡携助 議のつ的る確表医師 推す等別に省のる 随族村ン有行こどなむ回推言 は質いと。実者療や 進る」つ電「ガガ告 時,のタすうの電いね・進等 ・のてしこなと機医 会。とい話医イイス が、一つでは、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、	。 介代該定りる者話の以訪評を でである。 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででいる。 でででいる。 でででいる。 でででいる。 でででいる。 でででいる。 でででいる。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	た関区型(し参用連携状の平 ビると所じで人医ら し以いけ人人報っ係域訪テ、加者携推況、軀 ス介医がよあク師れ て下よれ情情シ適・否	(年月)介護・医療連携推進会議会議会 会会
	本が、 でででは、 ででででででででいる。 でででででででいる。 ででででででででいる。 ででででででででででいる。 ででででででででででいる。 でででででででででいる。 でででででででででいる。 でででででででででいる。 でででででででででででいる。 ででででででででででででででいる。 でででででででででででででででいる。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	ら・ 匿 域つ町と数数医() 応質評で 大次療 と 所形域 1 を推 間から、 大の原 と 所形域 1 を推 間上点護 で での単 年超進 間上点護 間上点護 看的自療 医の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	性養	い差 シ た地で 医 る 回らに第てし 一 だ域あ 療 こ 以提,三	1年に1回以上,自己評価を行い,その結果について,介護・医療連携推進会議の場で外部評価できているか。

主眼事項	着	眼	点	等	評価	備考
	あたっては以下の点 イ 自己評価は、事 返りを行い、指定 て提供するサーヒ せ、事業所全体の る。	業所が自ら摂 定期巡回・阪 ごスについて	是供するサー 植時対応型訪 個々の従業者	ごス内容について 問介護看護事業所 所の問題意識を向	とし 上さ	
	ロ 業の	評課、うあと合図の及と情報の題市こるかに「立びも報集に村に」、、、時に部「公を報外に公表」では、ままに、ままに、のでは、ままに、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	をいう。 きいう。 さいう。 きいう。 きいう。 きいう。 きいう。 きいう。 きいう。 きいう。 きいう。 きいう。 きいう。 きいう。 きいう。 きいう。 きいう。 きいう。 きいう。 きいう。 きいう。 でいる。 でい。 でいる。	事業と 大の代も でもして でもして でもして でもして でもして でもして でもして でもして でもして でもして でもして をは にして をは にして をとと は にして をとと を は に で 者 な 、 議 援 に で 者 な で 者 な で 者 な で 者 な で 者 な で 者 な で 者 な で も る び し に も る び が し に も る び し に も る び も に も る で も る で も る で も る で も る で も る で も る し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し に し し に に し に に に に に に に に に に に に に	て者者か いタし 者にがの基考	公正・中立な第三者が参加しているか。
	にも確認している。 を認え、している。 を記している。 をこして、 をこして、 をこして、 をこして、 をこして、 をこして、 をこして、 をこして、 をこして、 をこして、 をこして、 を	場所への掲売れるの表対のの表対応の表対応の一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、	R、市町村窓に R、市町も 大に では では では では では では では では では では	コや地域包括支援 支えない。 看護の特性に沿 平成24時度の 平ばスに般社団で 業」(一, せ で うこと。 で で で で で で で で で で で で で の も に の 特性に る で が と し 、 で が と し 、 の も で が と の も が し の も が し の し の し 、 し 、 し 。 し 。 し 。 し 。 と 。 と 。 と ら る ら 。 と ら る と の と の と の と の と の と の と の と の と の と	センっ人の改	
	● 上記会議における い。∮平18解疑知至-4(2 ● 評価の実施方法に イ 自己評価に自ら 事業所が随時対 スに向にでの の向上にの の向きを医療連 (1) 介護・医療連	9) ③ :ついて ∳平2 !供するサーb :成型訪問介語 :従業者の問是 :いれ進会議に :挑進金議に :携推進会議	7 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	就 就 就 就 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	fい, ·一ビ sの質 :自己	
	容関語を記述のでは、	い職に。該町型団場得を関けた。該町型団場のないでは、からのないでは、からのないでは、からのないでは、からのは、からのは、からのは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	図とは、	爰センター職員, を有し, 公職員, ・ 外部評価調査員 である。連携推進会 で料を送付し得た	医かる 携定立研者議意療らこ 推期な修にへ見	
	を介護・医療連確保すること。 ③ 様式等について (1) 自己評価及び介事業所の設置・運事者と協議して実	◆平27繊豨032 護・医療連携 営する法人の	7第4号	舌用した評価は、	当該	

主眼事項	着	限 点	等	評価	備考
	(2) 自己評価及び介護・E スの改善及び質の向上 る。 ⑤ 結果の公表について ←2 (1) 介護・医療連携推進会 ればならない。なお、E (2) 介護・医療連携推進 及びその家族に対して サービスの情報公表制 ムへの掲載、法人のホー い場所への掲示などのプ	に資する適切な手だ 7を機能0327第4号、老業 会議を活用した評価 自己評価・外部評価 会議を活用した言 で手交若しく介護サ しなしての掲載	まにより行うものとす 第0327第1号4 の結果は、公表しなけ i表を公表すること。 平価の結果は、利用者 するとともに、「介護 ービス情報公表システ 又は事業者内の見やす		
	□ 提供した指定定期巡回・阪 らの苦情に関して、福知山市 業、その他の福知山市が実施 ◆平18厚令34第3条037第3項 ⑤ 「福知山市が実施する哥 のほか、広く福知山市が考 住民の協力を得て行う事業 ◆平18解釈通期至-4(29)④	5等が派遣する者が 毎する事業に協力す 事業」には、介護サ を人クラブ、婦人会	相談及び援助を行う事るよう努めているか。 一ビス相談員派遣事業 その他の非営利団体や		
	■業者は、事業所の所在す 対して実期巡回・随時時間 可能を 可能を 可能を 可能を 可能を 可能を 可能を 可能を 可能を 可能を	対応型 計成型 計成型 計算 計算 計算 計算 計算 計算 計算 計算 計算 計算	を提供する場合には、 する場合には、 する制用者以外のるって 看護の提供を行なって 所在する事業所が随時定定期巡回宅定期巡回宅による 者向け集合ないいでいる。 域包括ケアなら観にこいなければならなければないない。 うなサービス提供がな		
	(Q&A) ・この規定の趣旨は、地域包括サービス提供を行わなければのケアマネジャーや住民にあも利用可能であることを十分者からの利用申込みがないい。 ・また、同一建物の居住者以外本規定に違反するものである	ばならないことを足対して、同一建物の分に周知した上でも 場合には、本規定 の要介護者の利用は	であたものであり、地域 居住者以外の要介護者 、なお、地域の要介護 に違反するものではな 中込みを妨げることは、		
33 事故発生時 の対応	□ 利用者に対する指定定期近り事故が発生した場合は、福に係る指定居宅介護支援事業を講じているか。 ◆平18原令34第□ 事故の状況及び事故に際し記録は2年間保存しなければ	国知山市, 当該利用 業者等に連絡を行う [3条の38第1項 して執った処置につ	者の家族, 当該利用者 とともに, 必要な措置	適 · 否	□ 事例確認 事例分析しているか ヒヤリハットの有・無 賠償保険加入の有・無 保険名:
	◆平18厚令34第3条の38第2項 □ 利用者に対する指定定期がり賠償すべき事故が発生したか。◆平18厚令34第3条の38第3項				賠償事例の有・無
	◎ 利用者に対する指定定期	期巡回・随時対応型	訪問介護看護の提供に		

主眼事項	着	点	等	評価	備考
	より事故が発生した場合のタ くことが望ましい。∳平18懈緩		あらかじめ定めてお		
	◎ 賠償すべき事態において過 に加入しておくか、又は賠償 ◆平18解稅通第三-4(30)②				
			発生を防ぐための対策		
34 虐待の防止	□ 虐待の発生又はその再発を限講じているか。(経過措置時対の防止のための対策を検討することができるものとできるものとのおりまたができるものとのお果について、定期巡回・随時を図ること。 □ 当該指定定期巡回・随時対のが指針をを関いできるものとのが止のための指針を整対のが上のための指針をを関いである。 □ 情時対応を定期が応いる措置を適いを対して、に対しては、はの目的の一つで、とのでは、はの目的の一つで、というでは、はの目的の一つで、というでは、はの目的の一つで、というでは、はの目ののでは、はの目ののでは、はの目ののでは、はの目のの一つで、というでは、はいるには、はいるは、はいる	防止するため、次の が上するため、次の が上するにするにかり、次の で型訪員会を対いでする。 で型のでででででである。 ででであるができますができますが、 ででは、ままれば、まままでは、まままでは、まままでは、ままままでは、ままままままままま。。 では、まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	事業所における虐待した におきを活用し、 におきをとれる虐待した。 は関係ではいる虐待では、 は事業所における虐待では、 は事業所における虐待でいる。 は事業所においよのでいる。 はずるを置くこと。 の担当者を置くこと。 がのでのためによる。 がのでのための対策な及びまするための対策な及びます。		令和6年3月31日までは努力義務となる (経過措置)
	発生した場合の対応等につい 養護者に対する支援等に関す 「高齢者虐待防止法」という その実効性を高め、利用者の よう、次に掲げる観点から虐 する。 ・虐待の未然防止	する法律」(平成1 う。)に規定されて D尊厳の保持・人格 :待の防止に関する	7年法律第124号。以下 にいるところであり、 その尊重が達成される 計置を講じるものと		
	高齢者の尊厳保持・人格尊重 ビス提供にあたる必要があり、 るとおり、研修等を通じて、従 がある。同様に、従業者が高齢 の従業者としての責務・適切な 要である。 ・虐待等の早期発見 指定定期巡回・随時対応型割	第3条の一般原則 業者にそれらに関 者虐待防止法等に 対応等を正しく理	川に位置付けられてい 引する理解を促す必要 □規定する養介護事業 ■解していることも重		
	又はセルフ・ネグレクト等の虐あることから、これらを早期に対する相談体制、市町村の通が望ましい。また、利用者及び用者から市町村への虐待の届けた虐待等への迅速かつ適切なが	に発見できるよう、 通報窓口の周知等) ドその家族からの原 出について、適切 対応	必要な措置(虐待等がとられていることを持等に係る相談、利な対応をすること。		
	虐待が発生した場合には、速があり、指定定期巡回・随時対手続が迅速かつ適切に行われ、に協力するよう努めることとなり上の観点を踏まえ、虐待等のした場合はその再発を確実にするものとする。	応型訪問介護看護 市町村等が行う虐 する。 D防止・早期発見に	事業者は当該通報の 連待等に対する調査等こ加え、虐待等が発生		
	なお、当該義務付けの適用に 2条において、3年間の経過指 での間は、努力義務とされてい ① 虐待の防止のための対策を	^昔 置を設けており、 いる。	令和6年3月31日ま		

主眼事項	着	評価	備考
	「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待防止検討		
	委員会」という。)は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待		
	等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討す		
	る委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバ		
	一の責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催するこ		
	とが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として		
	積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複		
	一方、虐待寺の事業については、虐待寺に係る語般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概		
	程がう機械なものであることが思定されるため、その性質工、一械 に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に		
	応じて慎重に対応することが重要である。		
	なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、		
	これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事		
	業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連		
	携により行うことも差し支えない。		
	また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行う		
	ことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働		
	省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのため		
	のガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関する		
	ガイドライン」等を遵守すること。		
	虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検		
	討することとする。その際、そこで得た結果(事業所における虐待		
	に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図		
	る必要がある。		
	イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること		
	ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること		
	ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること		
	ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関するこ		
	٤		
	ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適		
	切に行われるための方法に関すること		
	へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発		
	の確実な防止策に関すること		
	ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関		
	すること ② 虐待の防止のための指針(第2号)		
	(第2号) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が整備する「虐待の		
	防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。		
	イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方		
	ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項		
	ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針		
	二 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針		
	ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項		
	へ 成年後見制度の利用支援に関する事項		
	ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項		
	チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項		
	リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		
	③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号)		
	従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の		
	防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものである		
	とともに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所におけ		
	る指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。		
	職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定定期巡回・		
	随時対応型訪問介護看護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、実際的な研修(在1月以上)を実施するよります。新規採用		
	作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず点待の時点のための理解を実施することが表更である。		
	時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。		
	また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、東業派内での理解できしまったい。		
	の実施は、事業所内での研修で差し支えない。		
	④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(第4 早) 指字字期巡回・随時対応刑計関企議看議事業所における専徒を		
	号)指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待を	1	<u> </u>

主眼事項	着眼点等	評価	備考
	防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。◆平18鱖鼬第-4(31)		
35 会計の区分	□ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 ◆平18厚令34第3条039	適・否	
36 記録の整備	□ 従業者,設備,備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 ◆平18原令34第3級40第1項 □ 利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ◆平18原今34第3級40第2項 ※ 提供に関する記録 ① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 主治の医師による指示の文書 ④ 訪問看護報告書 ⑤ 福知山市への通知に係る記録 ⑥ 苦情の内容等の記録 ⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ◎ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約の終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。	適· 否	
37 電磁的記録等	●平18 網融第二-4 (33) □ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(本主眼事項第4の4及び次に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 ◆平18 厚命3 4第183 祭1項		
	□ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。◆F18時34第183纂2項 ⑤ 基準第183条第1項及び予防基準第90条第1項は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等(以下「事業者等」という。)の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 (1) 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (2) 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってで		

主眼事項	着	眼点	京 等	評価	備考
	きた電磁的記録を事業	まず、第と。り事生を 予と、等)法 は項 は等月 は面が日 第で。方 る等ス 項が 行業労遵 防い事(にに 、項 、が19 、に望内 2きた法 場のク 及き 場に省す 準。者付いる 準第 ええ内 用けし府 及とし定 は のり なき 場に省す 準。者付いる 準第 ばら閣 者るい・ びさ、め 、 ののと はけしたこ 90のは説、と 3項 電れ府 等署こ法 下れ基が 個	「保付」のでは、 「保付」のでは、 「大き」の、 「大き、 「大き、 「、	に いび 厚い理 そ等さの得で ま法 がつ」 係てて参 いまこ該 労よ て② 生のに ののれ他たあ でに 同いを を、の考 てでの定 働	
	のガイダンス」、厚生労 るガイドライン」等を遵	働省「医療情幸	最システムの安全管理に		
第5 1 定明対議及す例 関連 1 定時ができます 1 定時ができます 1 定時ができます 2 をおいます 2 をおいます 2 をいます 2	画携型指型指型 1 2 3 4 3 4 3 3 4 3 4 3 3 4 3	5 。 5 。	選業を行う事業所(以員 第2項 第10項及びるが 第10項及びるが 第10項及びるが 第3条の24第9項に 第3条の24第9項に 第12項の 第12項のの 第12項のの 第12項のの がは では では では では では では では では では で	〔「に問 そての営 ず問との期以連つ看 9準40基 看を指巡 1・ 否	
2 指定訪問看	□ 連携型事業者は、連携型	型事業所ごとに	二,当該連携型事業所の	利用 適	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
護事業者との連携	者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しているか。	否	
	□ 連携型事業者は、連携する指定訪問看護事業者(以下「連携訪問看護事業者」という。)との契約に基づき、当該連携訪問看護事業者から、必要な協力を得ているか。		
	①について、 連携指定訪問看護事業所の利用者に関しては、指定訪問看護の提供時に把握した利用者の心身の状況について情報共有を図ることで足りるほか、連携型訪問看護事業所の利用者以外に関しても、連携指定訪問看護事業所の職員が必ず行わなければならないもので師なく、連携型事業所のオペレーターとして従事する保健師、看護師や、当該連携型事業者が実施する他の事業に従事ないでは連携型事業所によりト及びモニタリングの結果については連携型事業所に指報提供を行わなければならない。の場合において、当該を開発を開発して、当該の事業所が一体型指定定期巡回がで、では連携型指定を期巡回がででで、でで、でで、でで、でで、でで、でで、でで、でで、でで、でで、で、で、で、		

第6 介護給付	□ 事業に要する費用の額は、別表「指定地域密着型サービス介護給付	適	
費の算定及び	費単位数表」により算定されているか。 ◆〒18帰126の1	•	
取扱い		否	
<法第42条の2第2項>	□ 事業に要する費用の額は、平成 12 年厚生省告示第 22 号の「厚生労		
	働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定		
1 基本的事項	されているか。 ♦₹18階12602		
	※ 1単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区分		
	及びサービスの種類に応じて定められた割合を乗じて得た額と		
	する。(その他 10.00円)		
	□ 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 ◆平18 時126 の3 ⑤サービス種類相互の算定関係について 短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている間につい		
	ては,定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は算定しない。 ◆平18館轉窺細第201(2)		
	◎施設宿泊時等における地域密着型サービスの算定について		

主眼事項	着	艮点	等	評価	備考
	はだで平100 に 動きを下されると人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		地域 る たいで とを が す す き は は 対 な で で で で で で で で で で で で で で で で で で		ケアプランでの位置づけ確認
2 基本単位の 算定について	◎ 指定定期巡回・随時対応 ては、月途中からの利用 所定単位数を日割りしては なお、同費を算定してし 一ビスのうち、訪問介護 訪問看護費(連携型指定 している場合を除く。)及 護費等」)は算定していな 時対応型訪問介護 時対に提供されたサー のとする。 ◆平18 電輌運動	型訪問介護看護費で 開始又は月途中での 場た単位数を算えして る間は、当該利用に 費(通院等乗降介助 でがででででいる。 ででででいるでは がででいるでいる。 利用を開いているでは ではないか。 ではないがでいる。 ではないができます。 では、かいでは、 では、かいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	利用終了の場合には, ているか。 者に係る,他の訪問サ に係るものを除く。), 型訪問介以養看護を利用 介護費(以下、 おいて,定期該利用介 はいおけるびで はにおけるびで きで、 に きでできるも	適・否	
3 定期巡回・ 随時対応 問介護 (I) (1)訪問看護 サービス ない場合	日 指定定期巡回・随時対応型時対応型訪問介護看護従業者対応型訪問介護看護(連携型を除く。)を行った場合(訪問利用者の要介護状態区分に応を算定しているか。 要介護 1 5,697単位要介護 2 10,168単位要介護 3 16,883単位要介護 4 21,357単位要介護 5 25,829単位	皆が,利用者に対し, 型指定定期巡回・随田 明看護サービスを行 なじて,1月につきる	指定定期巡回・随時 寺対応型訪問介護看護 った場合を除く。)に,	適・否	
4 定期巡回· 随時対応型訪 問介護看護費 (I)	□ 指定定期巡回・随時対応型時対応型訪問介護看護従業者 場その他別に厚生労働大臣が対して、指定定期巡回・随時	音が,通院が困難な が定める疾病等(注	利用者(末期の悪性腫)の患者を除く。)に	適 · 否	□ 主治医の指示書 □ サービス提供記録 等の有無・内容を確認

主眼事項	着	眼点	等	評価	備考
(2) 訪問看護 サービスを行 う場合	回・随時対応型訪問介護看 ビスを行った場合に限る。) 1月につきそれぞれ所定の ただし、准看護師が訪問 の100分の98に相当する単位	に、利用者の要 単位数を算定して 看護サービスを行 対数を算定してい	子介護状態区分に応じて こいるか。 テった場合は,所定単位 るか。	,	
	要介護 1 8,312単位 要介護 2 12,985単位 要介護 3 19,821単位 要介護 4 24,434単位 要介護 5 29,601単位 注 厚生労働大臣が定める疾		平18厚吉第126 別表14(2)注2		
	多発性硬化症、重症筋無 小脳変性症、ハンチントン ソン病関連疾患(進行性核 キンソン病(ホーエン・ヤ て生活機能障害度がⅡ度又	カ症,スモン,筋 病,進行性筋ジス 上性麻痺,大脳皮 ールの重症度分類 は皿度のものに「	が萎縮性側索硬化症,脊ストロフィー症,パーキで質基底核変性症及びパ質がステージ3以上であ限る。)をいう。),多系	ン ー っ 統	
	萎縮症(線条体黒質変性症 一ガー症候群をいう。)、プ ーム病、副腎白質ジストロ 症、慢性炎症性脱随性多発 髄損傷及び人工呼吸器を使 ◎ 「通院が困難な利用者	リオン病, 亜急性 フィー, 脊髄性 神経炎, 後天性 用している状態 」について	E硬化性全脳炎,ライソ 所萎縮症,球脊髄性筋萎 免疫不全症候群,頚(けし	ゾ 縮 N)	
	が担保されるのであれば ある。 訪問看護サービス利用	, 通院サービスを 者に係る定期巡回	回・随時対応型訪問介護	で 看	
	護費(I)は「通院が困 ているが,通院の可否に の支援が不可欠な者に対 サービスの提供が必要と 同費(I)を算定できる	かかわらず,療養 して,ケアマネシ : 判断された場合	を生活を送る上での居宅 ジメントの結果,訪問看 は訪問看護利用者に係	で 護	
	◎ 訪問看護指示の有効期 訪問看護サービス利用 護費(Ⅰ)は、主治の医 効期間内に訪問看護サー	者に係る定期巡回 師の判断に基づい		有	指示書の有効期間切れ の事例→<有・無>
	訪問が看護業務の一環とものである場合に、看護のものである。	士又は言語聴覚: :してのリハビリ 職員の代わりに訪	による訪問看護は,そ テーションを中心とし 訪問させるという位置付	たけ	<理学療法士等の訪問 の有・無> 【リハビリ実施内容例】 P T ()
	務の一部として提供する 保健師助産師看護師法の とされている診療の補助	ものであるため,)規定にかかわら 行為 (言語聴覚コ 事騒鱵202(3)③	ず業とすることができ =法第42条第1項)に限る	ちる	OT () ST ()
	末期の悪性腫瘍その他 臣が定める基準に適合す 号第4号参照(上記32と同 付の対象となるものであ 回・随時対応型訪問介護 から医療保険の対象とな となる場合には、医療保	厚生労働大臣が反る利用者等(平成司内容))の患者にり、訪問看護サー 看護費(I)は算 る場合又は月途 険の給付の対象と	Eめる疾病等(厚生労働 27年厚生労働省告示第 こついては, 医療保険の -ビス利用者に係る定期 草定しない。なお, 月途 中から医療保険の対象 :なる期間に応じて日割	94 給 巡 中 外	<末期の悪性腫瘍等の 患者に対する介護保険 での算定→有・無>
	計算を行う。(具体的な語のた場合」の取扱いに準 の 居宅サービス計画上, に,事業所の事情により	じる) 准看護師が訪問す	◆平18留意項通知第2の2(3) -ることとされている場	④合	< 准看護師の訪問の 有・無> *有の場合, 左記に留意

主眼事項			———————— 等	評価	備考
工版争号	ついては、所定単位数の10			н і ішц	/
	こと。	00分 0 00を未じて	がた十世級と弁だりも		
	また、居宅サービス計画				
	こととされている場合に, 看護師が訪問する場合の単				
	すること。	◆平18留意事項通知第2の2(3)⑤			
	◎ 月に1度でも准看護師が		を提供した場合,でも		
	所定単位数の100分の98の				
5 定期巡回・			A 平24.4版(vol1) 問144 護事業所の定期巡回・	適	第5にある「連携型指定
随時対応型訪	随時対応型訪問介護看護従事			•	定期巡回·随時対応型訪
問介護看護費 (Ⅱ)	時対応型訪問介護看護(連携			否	問介護看護」(当該事業
(= /	護に限る。)を行った場合に 月につきそれぞれ所定単位数				所は指定訪問看護サー ビスを行わず, 連携指定
	要介護 1 5,697単位	(C37) 00	ALLOWED WALLED		訪問看護事業所が指定
	要介護 2 10,168単位				訪問看護を行うことに
	要介護 3 16,883単位 要介護 4 21,357単位				なる)が対象
	要介護 5 25,829単位				
6 通所介護等	□ 通所介護等(通所介護,通			適	【 算定の有・無 】
の利用者に行	介護又は認知症対応型通所介 定期巡回・随時対応型訪問介			否	
った場合	た			i i	
	単位数から減算しているか。				
			◆平18厚告第126 別表1イロ注4		
	① 定期巡回・随時対応型訪問 単位数を算定する場合	可介護有護貨(1 <i>)</i>	(1)又は(11)の所定		
	(1) 要介護 1 62単位				
	(2) 要介護 2 111単位				
	(3) 要介護 3 184単位 (4) 要介護 4 233単位				
	(5) 要介護 5 281単位				
	② 定期巡回·随時対応型訪問	引介護看護費 (I)	(2)の所定単位数を算		
	定する場合 (1) 要介護 1 91単位				
	(2) 要介護 2 141単位	Ī			
	(3) 要介護 3 216単位	Ī			
	(4) 要介護 4 266単位				
	(5) 要介護 5 322単位		の利用日数に上記単位		
	数を乗じて得た単位数を減	. —			
	る。	計明人#手#古米	◆平18留意事項通知第2の2(2)①	\ *	亚古 0 7 左 4 日 邦 型 ユ
7 指定定期巡	□ 指定定期巡回・随時対応型 ーの敷地内若しくは隣接する			通・	平成27年4月報酬改 定より追加
回・随時対応 型訪問介護看	時対応型訪問介護看護事業所			否	201723
護事業所と同	住する利用者(指定定期巡回				【 減算の有・無 】
ーの敷地内若 しくは隣接す	る1月あたりの利用者が同- 物に居住する利用者を除く。				
る敷地内の建	訪問介護看護を行った場合は				
物若しくは指 定定期巡回・	ら減算する。	151 BB A 5# -7 -# -4 -* -*			
随時対応型訪	指定定期巡回・随時対応型 の利用者が同一敷地内建物等				
問介護看護事 業所と同一建	利用者に対して、指定定期巡				
果所と同一建物(同一敷地	合は、1月につき900単位				
内建物等)に	◆平18厚告第1260脿1/口注5	·刑計問办選手選古:	業品と同一の散場中で		
居住する利用 者に対する取	◎ 指定定期巡回・随時対応しくは隣接する敷地内の建				
扱い	問介護看護事業所と同一建	物(同一敷地内建			
	者に対する取扱い。 ∳平18	8 留意事項通知第2の2(4)			

主眼事項	着	眼点	等	評価	備考
			<u> </u>		
			, 当該指定定期巡回 •		
			スは外形上,一体的な建		
		(当該指定定期巡回・随 道路等を挟んで設置し			
			効率的なサービスの提		
	供が可能なものを指す	^ト ものである。具体的	こには、一体的な建築物		
			《回・随時対応型訪問介		
	144 11144 1 11111		り廊下でつながってい は隣接する敷地内の建		
			で解しているがある。これではいる。これではいる。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、		
	んで隣接する場合など	ごが該当するものでも	らること 。		
	② 当該減算は、指定定				
			∵ス提供が可能であるこ →,本減算の適用につい		
			がないよう留意するこ		
			: して,サービス提供の		
	効率化につながらなし		「べきではないこと。		
	(同一敷地内建物等に該当 ・同一敷地であっても,)建物が占在する場合		
	隣接する敷地であって				
	横断するために迂回し				
8 短期入所生	□ 利用者が短期入所生活が			適	【 算定の有・無 】
活介護等を受	居者生活介護又は夜間対応 知症対応型共同生活介護,			- 否	
│ けている場合 │ 等	密着型介護老人福祉施設,				
	受けている間は、定期巡回	回・随時対応型訪問介			
	いないか。	ノは気切る配療業人	◆平18厚告第126別表1イロ注13 ► 素糕		
	◎ 短期入所生活介護若し 応型共同生活介護,小規				
	を算定する場合に限る。				
	密着型短期利用特定施				
	能型居宅介護(短期利用		「る場合に限る。)(以下 :,短期入所系サービス		
	の利用日数に応じた日割				
	から、当該月の短期入戸				
	を減じて得た日数に、ち				
	問介護看護費(I)又は 当該月の所定単位数とす		を乗して待た単位数を, ◆平18窟事踊第202(2)②		
	□ 利用者が一の指定定期の		11 A-17 Th-1 1 1 1 0	適	【 算定の有・無 】
9 他の指定定 期巡回・随時	て、指定定期巡回・随時対				
対応型訪問介	指定定期巡回・随時対応型			否	
護看護事業所 がサービスを	随時対応型訪問介護看護事 看護を行った場合に、定期				
行った場合	ていないか。		◆平 1 8 厚告第 1 2 6 別表 1 イロ注 1 4		
10 主治の医師	□ 定期巡回・随時対応型記			適	【 特別指示書の交付の
が,急性憎悪	指定定期巡回・随時対応型 利用しようとする者の主流			否	事例の有・無 】
等により一時 的に頻回の訪	の医師を除く。)が、当該				有の場合の事例
問看護を行う	看護を行う必要がある旨 <i>の</i>	D特別の指示を行った	と場合は、当該指示の日		•
必要がある旨 の特別の指示	から14日間に限って、気				•
を行った場合	(1)に掲げる所定単位数を	昇疋し(いるか。	▼平18厚古弗125別表11日注12		•
「主治の医師の	◎ 上記特別指示又は特別	別指示書の交付があっ	った場合は, 交付日から		
特別な指示が あった場合」	14日間を限度として図	医療保険の対象となり	J, 訪問看護サービス利		
ロノフ/こが口 」	用者に係る定期巡回・降				
	しない。この場合は、F となる場合には、頻回の				
	て診療録に記載しなけれ				

主眼事項		評価	備考
		+	
	交付から 14 日以内 1 カ月のうち左記を除く		
	(医療保険+ (I)(1)) 日数 ((I)(2))		
	<日割り計算> <日割り計算>		
11 特別地域定	□ 厚生労働大臣が定める地域に所在する指定定期巡回・随時対応型記 問介護看護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に呼	l l	【 算定の有・無 】
期巡回・随時 対応型訪問介	一 向介護有護事業所(その一部として使用される事務所が国該地域に所 在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用され	-	該当地域に事業所又は
護看護加算	る事務所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者が指定定期近	l l	出張所あるか
	│ 回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は,1月につき所定単位∜ │ の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	T	
	平18厚告第126別表14口注6,平24厚告120		
	◎ 「その一部として使用される事務所」とは、待機や道具の保管、計	i	
	替え等を行う出張所等(以下「サテライト事業所」という。)とし、 例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離	#	
	島等に所在する場合、本体事業所を業務の本処とする定期巡回・随田	ŧ	
	対応型訪問介護看護従業者による定期巡回・随時対応型訪問介護看記 は加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本処とする定期3	-	
	回・随時対応型訪問介護看護従業者による定期巡回・随時対応型記		
	問介護看護は加算の対象となるものであること。		
	◆平 1 8 留意事項通知第 2 の 2 (5) (Q & A)		
	① 特別地域加算対象地域(15%加算)又は中山間地域等における小規		
	模事業所加算対象地域(10%加算)にある事業所が通常のサービス等	l l	
	施地域を越えて別の中山間地域等に居住する利用者(5%加算)に ービスを提供する場合にあっては,同時に算定可能である。	′	
	◆Q&A 平21.4版(vol1)問11		
	② 月の途中において、転居等により中山間地域等かつ通常の実施地域 内からそれ以外の地域(又はその逆)に居住地が変わった場合、実施	l l	
	に中山間地域等かつ通常の実施地域外に居住している期間のサービ		
	ス提供分のみ加算の対象となる。		
	●Q&A 平21.4版 (vo / 1)間13 □ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が	₹	
12 中山間地域 等における小	定める施設基準(注)に適合する指定定期巡回・随時対応型訪問介記		
規模事業所加	事業所(その一部として使用される事業所が当該地域に所在しないまた) 会は、当該事業所を除く。)又はその一部として使用される事務所の	l l	
算	定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき所覧		
	単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算している	5	
	か。 ◆平18厚告第126別表1イ(2)注7,平21厚告83-		
	(注)厚生労働大臣が定める施設基準		
	1月当たり実利用者数が5人以下の指定定期巡回・随時対応型訪問	1	
	介護看護事業所であること。		
	◎ ① 上記(特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算)	-	
	参照のこと。 ② 実利用者数は前年度(3月を除く。)の1月当たりの平均9		
	② 美利用有数は前年度(3月を除く。)の「月目にりの平均5 利用者数をいうものである。	•	
	③ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始)		
	又は再開した事業所を含む。) については、直近の3月においる る1月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。従って、		
	新たに事業所を開始、又は再開した事業者については、4月日		
	以降届出が可能となすものであること。平均実利用者に毎月ことに記録するものとし、所定の利用者を上回った場合について		
	とに記録するものとし、所定の利用者を上回った場合につい。 は、直ちに第1の5の届出をしなければならない。	•	
	④ 当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事情	<u>ו</u>	
	に説明を行い,同意を得てサービスを行う必要があること。 ◆平18曜簿珊瑚第202(6)	
 13 中山間地域	▼ 「日間		【 算定の有・無 】
13 中山间地域			1

主眼事項	着 眼	点	等	評価	備考
等に居住する 者へのサービ ス提供加算	事業の実施地域を越えて,指決行った場合は、1月につき所を所定単位数に加算している	定単位数の100分 か。	の5に相当する単位数	否	該当地域に居住しているか
	◎ この加算を算定する利用: 通常の事業の実施地域以外 時対応型訪問介護看護を行 ることはできない。	者については, 当 の地域の居宅にお	いて指定定期巡回・随		
14 緊急時訪問 看護加算	□ 一体型指定定期巡回・随時対 意を得て、計画的に訪問する。 応じて行う体制にある場合(には、緊急時訪問看護加算と に加算しているか。 ◎ 緊急時訪問看護加算につい 等により看護に関する意見	こととなっていな 訪問看護サービス して, 1月につき いては,利用者又	い緊急時訪問を必要に なを行う場合に限る。) 第315単位を所定単位数 ◆平18厚第126服ま14(2)注9 はその家族等から電話	適・否	【 算定の有・無 】 対応マニュアル等
	制にある事業所において、まれるを受けようとする者に対問することとなっていない当該加算を算定する旨を説の 緊急時訪問看護加算につる 看護サービスを行った日の	当該事業所の看護 して,当該体制に 「緊急時訪問を行明し,その同意を いては,介護保険	師等が訪問看護サービ ある旨及び計画的に訪 う体制にある場合には 得た場合に加算する。 ◆平18館事題類202(8)① の給付対象となる訪問		常時対応できる体制に あるか。 【説明・同意】 説明・同意の確認
	する。 なお、当該加算を介護保 及び看護小規模多機能型居 スにおける緊急時訪問看護 問看護を利用した場合の当 加算は算定できないこと。 02(8)②	険で請求した場合 宅介護を利用し 加算並びに同月	には,同月に訪問看護 た場合の当該各サービ こ医療保険における訪		【加算事業所】
	 ② 緊急時訪問看護加算は、・ 限り算定できる。このため、 一ビスを受けようとする利力 者に対して、他の事業所から 受けていないか確認するこ。 ③ 緊急時訪問看護加算の届期巡回・随時対応型訪問介記 	緊急時訪問看護 用者に説明するに ら緊急時訪問看護 と。 ∳718鼈 はは利用者や居:	加算に係る訪問看護サ 当たっては、当該利用 加算に係る訪問看護を 連動第202(8)③ 宅介護支援事業所が定		他の事業所で当該加算 を算定していないか。 (サービス提供表等で 確認)
	として届け出させること。たっては、第一の1の(5)によ ものとする。 (Q&A)	なお、緊急時訪問	看護加算の算定に当た		
	① 緊急時訪問看護加算は、海 連絡体制にあって、かつ、 急時訪問を必要に応じて行 のであり、特別管理加算の。	計画的に訪問する う場合,利用者の 算定の有無はその	こととなっていない緊 同意を得て算定するも)算定要件ではない。 ◆0&A 平18.4版(vol1)間4		
	② 緊急時訪問看護加算に係て、当該訪問看護ステーシを明確にすることとされて師が対応しても良い。 ③ 緊急時訪問看護加算につかかる部分を別に算定する。要がある。緊急時訪問看護	ョンの保健師,看 いるが,病院又は いて,体制にかか 。当該体制は1月 加算は当該月の第	護師とし、勤務体制等 診療所の場合に限り医 ∮0&A平15.4版(vo12)闘3 る部分と実際の訪問に を通じて整備される必 1回目の介護保険の給		
	付対象となる訪問看護を行 1回目の訪問が訪問看護討 である場合も加算できる。 護を行っていない場合に い。)なお、緊急時訪問を行 じた訪問看護費を算定する 夜の加算は算定されない。 においても、当初から計画	・画に位置付けら。 (当該月に介護保 当該加算のみを算 行った場合は,当 ことになる。この (緊急時訪問看護	れていない緊急時訪問 険の対象となる訪問看 寛定することはできな 該訪問の所要時間に応 り場合,夜間・早朝・深 加算を算定する事業所		

主眼事項	着	評価	備考
	いては当該加算を算定できる。)	1	
15 特別管理加 算(I)	□ 訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態(注)に該当する状態にある者に限る。)に対して、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、1月につき500単位を加算しているか。 ◆平18厚鵠126腸14(2)注10,平27階94第34号	否	【 算定の有・無 】
	注 厚生労働大臣が定める状態 イ 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態		主治医の指示書等
	◎ 特別管理加算は、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを 行った日の属する月に算定するものとする。なお、当該加算を介護 保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型 居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算 並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できないこと。		
	◆平18館車項通端202(9)② ⑤ 特別管理加算は,一人の利用者に対し,一か所の事業所に限り算定できる。 ◆平18館車項通端202(9)③ ⑥ 訪問の際,症状が重篤であった場合には,速やかに医師による診		【加算事業所】 他の事業所で当該加算 を算定していないか。 (サービス提供票等で 確認)
	療を受けることができるよう必要な支援を行うこととする。 ◆平18瞻轉鏈端2の2 (9) ®(Q&Aは特別管理加算Ⅱを参照)		
16 特別管理加 算(Ⅱ)	□ 訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態(注)にある者に限る。)に対して、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、1月につき250単位を加算しているか。 ◆平18原第1260歳14(2)注10,平27原494第345	否	【 算定の有・無 】
	注 厚生労働大臣が定める状態 □ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌(かん)流指導管理,在宅血液透析指導管理,在宅酸素療法指導管理,在宅中心静脈栄養法指導管理,在宅成分栄養経管栄養法指導管理,在宅自己導尿指導管理,在宅持続陽圧呼吸療法指導管理,在宅自己疼(とう)痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態		主治医の指示書等
	ハ 人工肛(こう)門又は人口膀胱(ぼうこう)を設置している状態 二 真皮を越える褥瘡(じよくそう)の状態 ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態		
	◎ 特別管理加算は、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月に算定するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び複合型サービスを利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できないこと。 ◆平1800額 (9) ②		
	◎ 特別管理加算は、一人の利用者に対し、一か所の事業所に限り算定できる。◆平18館事項通知第202(9))	
	◎ 「真皮を越える褥瘡の状態」とはNPUAP (National Pressure Ulcer of Advisory Panel) 分類Ⅲ度若しくはⅣ度又はDESIGN分類 (日 本褥瘡学会によるもの) D3, D4若しくはD5に該当する状態をいう。 ◆平18館轉過期202(9) ④		

主眼事項	着	眼点	等	評価	備考
	◎ 「真皮を超える褥瘡の定する場合には、定期的アセスメント・評価(複肉芽組織、壊死組織、ポしたケア(利用者の家族録書に記録すること。	(1週間に1回以上 露瘡の深さ、滲出液, ぷケット)を行い、ネ)に褥瘡の状態の観察・ 大きさ、炎症、感染、 辱瘡の発生部位及び実施		【 褥瘡 】 褥瘡の状態についての 評価等の記録を確認(週 1回以上必要)
	 ◎ 「点滴注射を週3日以主治の医師が点滴注射を 示を定期巡回・随時対応 て、かつ、当該事業所の いる状態をいう。 ◎ 「点滴注射を週3日以 る者に対して、特別管理 した場合その他必要と認 やかに当該者の状態を報 の実施内容を記録するこ 	を週3日以上行うこれ 型訪問介護看護職員が週3日以上行う必要があるる。 上行う必要があるる。 から第定するには、 かられるともに訪問	上とが必要である旨の指 業所に行った場合であっ 以上点滴注射を実施して ◆平18電転乗知第202(9)⑥ 上認められる状態」にあ 合には、点滴注射が終了 主治の医師に対して速		【点滴注射】 点滴注射の指示につい て,7日毎に指示を受け ているか(7日間の医師 の指示期間に3日以上 実施していれば算定可 能)⑧参照
	 ③ 訪問の際,症状が重無療を受けることができず18 (Q&A) ⑥ 特別管理加算の対象のルを使用している状態」ている者についても算足 	るよう必要な支抗 B電意事項通知第202 (9) ® Dうち「ドレーンチ」 とされているが、i	援を行うこととする。 ュ <i>ーブ又は留置カテーテ</i>		
	◎ 特別管理加算の算定にではないが、特別管理加護に関する意見を求めら要な体制を整備している	<i>頂の対象者又は家園</i> られた場合に常時刻	族等から電話等により看 †応できる体制その他必		
	ハビリテーションを中心	:態に係る計画的な[]看護ステーション(ひとした訪問看護の ! ! ! ! ! !	管理を行った場合に算定 の理学療法士等によるリ のみを利用する利用者に ているとは想定されない 。		
		7置カテーテルと同4 5。ただし,処置等0 2.一ブについては算。 2.護看護及び複合型:	様に計画的な管理を行っ のため短時間,一時的に 定できない。なお,定期		処置等で短時間・一時的に挿入されたドレーンチューブを以って算定された事例はないか。
	い。 また、輸液用のポート 看護において一度もポ- 合は、計画的な管理が十 お、定期巡回・随時対応	計画的な管理を行っ テルが挿入されてい ・等が挿入されてい ・トを用いた薬剤の ・分に行われていない ・型訪問介護看護及び	っている場合は算定でき いるだけでは算定できな る場合であっても,訪問		単に留置カテーテルが 挿入されていることの みを以って算定された 事例はないか。
	◎ 訪問看護を利用中の者 看護及び複合型サービえ ない(同一月に複数事業) ただし、月の途中で記	スを利用することは 所算定 不可)。			

主眼事項	着	眼	点	等	評価	備考
	応型訪問介護看護と 当該月に複数のサー であっても特別管理 きないため、費用の されたい。 なお、緊急時訪問 導加算(2回算定出 る。	ービスを利用す 理加算は1人の 分配方法につ 別看護加算,タ	することになり利用者につ りいては事業/ マーミナルケ シ(く) につい	るが, このよう. き1事業所しか! 所間の合議によ ア加算, 退院時!	な場合 算定で り決定 共同指 いとな	
	 ○ 「真皮を超える機として「定期的に機(略)~実施したりあるが、記録につい ○ 「点滴注射を週こて、特別管理加算を注射指示書である。れば通常の訪問看詞ただし、点滴注射のる。 	素瘡の状態の観点ではいて記されて具体的な材料では、 3回以上行う必要は、 では、では、では、では、では、では、では、では、では、できます。 できる いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう	視察・アセス。 前問看護記録・ 様式は定めら。 ◇ 要があると。 ◇ の医師の指っ なく, 医師の。 ない、 と がない、 で を がない、 と がない、 と 、 と がない、 と がない、 と 、 と がない、 と 、 と がない、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と	メント・評価を 書に記録するこ れていない。 N&A 平24. 4版(vol) 認められる状態 示は在宅患者訪け 指示があること。 でも差し支え	行い~ と」と 1)	
	 ② 予定では週3日以変化等により3日以変化等により3日以のでは、 ② 「点滴注射を週間では、特別管理加減を供を満たす場合の指示期間に3日、例えば4月28日、滴を実施する指摘を実施した4月に間につき1回算定れぞれ3回以上点。 	以上実施出来な 3日以上行う必 算を算定する場合の取扱いに、 以上実施して (土曜日)か 示が出た場合に 特別管理加算 できるが、月	なかった場合	は算定できない Q&A ₹24.4版(vo/ 認められる状態 をまたがって追 滴注射を7日間の 可能である。 た曜日)までの7、 を満たす3日目の 別算は医師の 場合でも、4月,	1) <i>問34</i> 」としの 別3日 の 日間点 の 指 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 日 月 日 月	
17 ターミナル	ことはできない。 示があり要件を減 ◎ ドレーンチュース ルを使用しているも を算定することが可 ◎ 経管栄養や中心 デーテルを使用して (I)を算定する。	満たす場合は, ブを使用してい 状態にある者に 可能である。 静脈栄養の状態 でいる状態にも 同者について,	5月も算定点 いる状態にあ に含まれるた 態にある利用 ある者である 厚生労働大目	T能となる。 ∮0&A 平24.4版(vo る者は、留置力 め,特別管理加3 ∮0&A 平24.4版(vo) 者については,; 3ため,特別管3 「0&A 平24.4版(vo) 巨が定める基準(。 2) 問3 テーテ (I) 3) 問3 留置力 理加算 3) 問4 注1) 適	【 算定の有・無 】
ケア加算	に適合しているものと 回・随時対応型訪問介 以内に2日(死亡日及 腫瘍その他別に厚生する。)に訪問看護を行 ルケアを行った場合(以外で死亡した場合を 利用者の死亡月につま	・護看護事業所 なび死亡日前14 労働大臣が定じ っている場合 (ターミナルケ で含む。) は,	fが, その死1 4日以内に当 める状態 (注 にあっては, アを行った行 ターミナルが を所定単位数	☆日及び死亡日 該利用者(末期の を2)にあるもの 1日)以上タ- 後、24時間以内の でア加算として、	前14日 の悪に のに ここ在 当か る が	【症状】 ・末期の悪性腫瘍 ・その他 () 【日数確認】 死亡日)
	注 1 厚生労働大臣が定 イ ターミナルが きる体制を確保し スを行うことがで ロ 主治の医師と ターミナルケアに の家族等に対して ていること。	アアを受ける ており, かつ きる体制を整 の連携の下に に係る計画及で	D, 必要に応 を備している に, 訪問看 び支援体制に	じて,訪問看護 [・] こと。 護サービスにす こついて利用者』	i 絡 で サービ ける ひびそ	実施日) *最終実施日の算定が 介護保険での算定であ ることを確認 【24 時間連絡体制】 →<有・無>

主眼事項	着	眼	点	等	評価	備考
	ハ ターミナルケ 化等必要な事項が近			刊者の身体状況 と。	の変	【説明・同意】 説明方法(説明書の有 無)・同意の確認
	注2 厚生労働が出来を受ける。 「原生労働がいる発性では、 「の多発性では、 「の多発性では、 「の多発性では、 「の多発性では、 「の多発性で、 「の多のでは、 「の多のでは、 「の多のでは、 「ののでは、 「のでは、 「ののでは、 「のいは、 「のは、 、 「のは、 、 「のは、 、 「のは、 、 、 「のは、 、 「のは、 、 、 「のは、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	するないでは、 では、では、では、では、 が無いだとでは、では、 をはないでは、 をはないでは、 をはれるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	進行性筋ジ で で で で で で で で で で で う。 の の が る が う。 の で た り で た り の り の り の り の り の り り り り り り り り り	ストロフィー症, 図皮質基底を まっている まっている まっている まっている まっている いい でいる でいる いい でいる いい でいる いい でいる いい でいる でいる	走 生ジ 宿更筋生状,パ症三を症化萎免態脊一及以い及性縮疫	
	◎ ターミナルケア加り に算定することとされ の属する月と、利用することとする。	っているが,	ターミナル・	ケアを最後に行っ	った日 算定す	
	 ◎ ターミナルケア加算限り算定できる。なる同月に訪問看護及びの当該各サービスに保険における訪問看護療養費及び訪問看護療養費及び訪問看護下2において「ターこと。◆平18館事項通知第20 	る, 当該加算 看護小規模 おけるター 護を利用し 指導料にあ ミナルケア	章を介護保険 多機能型居 ミナルケアか た場合の訪問 おける在宅タ	で請求した場合 営介護を利用した ロ算並びに同月 閉看護ターミナル ーミナルケア加望	には, に場合 に医療 レケア 算(以	
	◎ 一の事業所においる 又は介護保険の給付ら 施した場合は、最後に 算等を算定すること。 ナルケア加算等は算疑	の対象とな 実施した保 この場合に	る訪問看護る 保険制度におり こおいて他制	それぞれ1日 いてターミナル 度の保険による	以上実 テア加 ターミ	
	◎ ターミナルケアの抗 録書に記録しなければア 終末期の身体症状の イ療養や死別に関す これに対するケアの終 ウ 看取りを含めたター び家族の意向を把握し の記録	ばならない。 D変化及びこ る利用者及 圣過について ーミナルケ	これに対する び家族の精神 この記録 アの各プロセ	看護についての 伸的な状態の変化 セスにおいて利月	記録 ヒ及び 用者及	身体の状況等記録】ア〜 ウに係る記録について 記載されているか確認
	なお, ウについては ケアの決定プロセス!! 用者本人及びその家が を基本に, 他の関係者 © ターミナルケアを 送し, 24時間以内に列 ルケア加算を算定する	に関するガイ 実等とあまりの との連携の に、所 を に、がで さる ことができ	イドライン」: 合いを行い、: D上対応する E亡診断を目に される場合等 きるものとす	等の内容を踏まだ 利用者本人の意思 こと。 ◆平18 簡単項通知第20 的として医療機能 については、ター る。 ◆平18 簡単項通知第20	え,利 思 D2(10)④ 関へ搬 ー D2(10)⑤	
	③ ターミナルケアのラ 十分な連携を図るよう (Q&A)② 死亡前14日以内によ ナルケアを実施中に,	う努めること <i>2 日以上タ-</i>	±。 −ミナルケア	◆平18留意事項通知第2の をしていれば、:	2 (10) ⑥ ターミ	

主眼事項	着	眼	点	等	評価	備考
	<i>◎ 死亡日及び列 合計2回ターミ</i>	寛定することがで 配亡日前14日前に ナルケアを実施し 後に実施した保険	介護保険, 医 した場合にも	♥0&A 平21.4版(vol 療保険でそれぞれ , 算定することな	九1回,	
18 初期加算	□ 指定定期巡回・ 算して30日以内の を加算しているか)期間については	,初期加算と	して1日につき3	から起 適 0単位 ・	【 算定の有・無 】
	定期巡回・随時対 としているか。	応型訪問介護看記 このため、定期巡り た場合で、入院 を算定することは 用の額に関する基 ハの注)が、そこ である。	獲の利用を再 <i>回・随時対応 の期間が30日</i> できない(/ 基準」(平成。 うでない場合	び開始した場合を ◆平18階第126 鵬 <i>型訪問介護看護</i> <i>以内のときは、</i> 指定地域密着型を 18年厚生労働省台 は、初期加算を 184 今3版(vo/4)周16	表 1 八注 事業所 事 契 一 ご 事 デ テ ご テ で デ テ で デ テ テ テ テ テ テ テ テ テ テ テ テ テ テ	
19 退院時共同 指導加算	□ 型若ての行っ一所り ⑥ ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ②	「介は業士」のとう場合別算 指入・行を1第い当の 加い置むするどものに 加能所限でである こうできる 第二十分では 第二十分十	设り看指 同すこ司と 院・問該にて里退でご 同るイ以テる舌蒦スラ 能て多り 看指 同すこうと 院・問該にて里退でご 同るイ以テる舌蒦スラ 能て多く、護導介しる当指す の介者・臣加院きス のこム下レ者用関リイ で複機は一師(護・こ該導る 診る護の1が算時るを 前とで同ビのに係、ン あ数能介体又当老在と者加利 療者看退人定の共こ実 月。のじ電同当事厚」 るの型は該人宅を対と者 所が護院のめ規同と施 にま画。話意た業生等 医指理者保でし対と者 見事又利ふ定指。し 退た像)装をつ者労を 用期宅	療定学又健のうすしに 介完業は用伏]導こた 院、をを置得てに働遵♥者巡介院定療は施療。るてつ 護又所退者態参をの日 時退介活等なはお省守18(回護に期法そ設養以初,い♥ 老はの所に九照行場の 共院し用のけ、け「す鼈◎・又入巡士の又上下回当て™ 人退看後当十のっ合属 同時たし活れ個る医る輌1随は院回,看は必同の該は孵 保所護,該四こたのす 指共コて用ば人個療こ齜の時訪中・作護介要じ訪退2镨 健す師初者号と場当る 導同ミ行にな情人情と絜厚対問又随業に護な。問院回16 施る等回の告。合該月 を指ュうした報情報。22生応看記	は特別的医指 言え 別 段こがり退示 このこ う算ことがは未吸い (1分型集の入対法た療導を護はに針 又当退訪院(には算算 つはケとてい護のス 2)働訪スの所応士つ院を行サ退限注 はた院問又利あ2の定 て、一が当。委適テ ①大問テ算適・否	【 算定の有・無 】 医療算定 原保 により により には、内容 で
						1

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関又介護老人保健施設若しくは介護医療院に対し、他の定期巡回・時対応型訪問介護看護事業所等における退院時共同指導の実の有無について確認すること。 ◆平18 髋範髄第202 (12)	随 施	
	◎4 退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当加算は算定できないこと(◎2の場合を除く。)。	該 険 該	
	◆平18體事嗵繳第202(12) ◎ 5 退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書 記録すること。 ◆平18體事嗵失202(12)	i=	
	(Q&A) ① 退院時共同指導を実施した2ヶ月後に退院後初回の訪問看護をった場合は退院時共同指導加算を算定できない。退院後初回の訪看護を行った月の同一月若しくは前月に退院時共同指導を実施た場合に算定できる。	問 し	
	② 退院時共同指導加算は、退院又は退所1回につき1回に限り算定 きることとされているが、利用者が1ヶ月に入退院を繰り返した 合、1月に複数回の算定ができる。ただし、例2の場合のように 院時共同指導を2回行った場合でも退院後1度も訪問看護を実 せず再入院した場合は、退院時共同指導加算は1回のみ算定可	場 退 施 。	
	(例1)退院時共同指導加算は2回算定できる 入院→退院時共同指導→退院→訪問看護の提供→再入院→退院 共同指導→訪問看護の実施 (例2)退院時共同指導加算は1回算定できる 入院→退院時共同指導→退院→再入院→退院時共同指導→訪問	<i>時</i>	
20 総合マネジ メント体制強 化加算	護の実施 □ 別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして知山市長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業が,指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質を継続的に管理し場合は,1月につき1,000単位を加算しているか。 ◆平18厘铢126服表1	所 た 否	【 算定の有・無 】
	注 厚生労働大臣が定める基準	心任随の大支事	
	H270&A Vol.1 問155 個別サービス計画の見直しは、他職種共同により行われるものあるが、その都度全ての職種が関わらなければならないものではく、見直しの内容に応じて、適切に関係者がかかわることで足りものである。 通常の業務の中で、主治医や看護師、介護職員等の意見を把握しこれ基づき個別サービス計画の見直しが行われていれば、本加算算定要件を満たすものである。 H270&A Vol.1 問156 「病院又は診療所等に対し、日常的に情報提供等を行っているとは、事業所と病院、診療所等との間で、必要に応じて適時・適	なる ., の !	

主眼事項	着	眼点	等	評価	備考
	な連携が図られていれば, なお,情報提供等の取組 録や業務日誌等,既存の記 る。	組が行われているこ 記録において確認で	とは、サービス提供記		
21 生活機能向 上連携加算	□ 生活機能向上連携加算 計画作成責任者が、ン 計画作が、シ 計画作が、シ を が、よ で は は は は は は り は は は は は は は は は は は は	E訪問リハビリテーデ 所又はリス全 にいい、 にいい、 にいい、 にいい、 にいい、 にいい、 でいい、 でいい、 でいい、 でいい、 でいい、 でいい、 でいい、 でいい、 でいい、 でいい、 でいい、 のい、 のい、 のい、 のい、 のい、 のい、 のい、	ーションを実施して項 号)第1年の原味が20 第1年の原味が20 第1年の原味が20 を全年の原味が必要が20 を1年をできるできる。 では、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年ののでは、1年のでは、		【 算定の有・無 】
	□ 生活機能に対する。 生活機に対する。 生活機に対する。 に対する。 を活力が、 に対する。 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、	時間リステーシー 所又は出りでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ーションを実施していい。 主文は言語を実施していい。 主文は言語を言語を言語を いでではない。 がではない。 を表するができます。 ができまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できまする。 できままする。 できまする。 できまする。 にはいい。 できまする。 できまする。 にはいい。 できままではい。 できままではい。 できままではい。 できままではい。 できままではい。 できままする。 できまする。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 できまする。 にはいる。 には、 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはい。 にはいる。 にはい。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはい。 にはい。 にはいる。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、		
	看護計画」とは、利用 行為について、単に訪 用者本人が、日々の暮 行うことができるよう 具体的目標を定めた上	目的とした定期巡回 者の日常生活におい 問介護員等が介助等 らしの中で当該行為 、その有する能力及 で、訪問介護員等が	• 随時対応型訪問介護		□ 能力・改善可能性に 応じた具体的目標を定 めたているか。
	ーン事業によって当事業によって当ります。 ・ション事業にというでは、 ・ション事業にというでは、 ・ション事業にというでは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	テーションのは、大学の大学では、大学の大学では、大学の大学では、大学の大学の大学の大学では、大学の大学の大学では、大学の大学の大学の大学を表す。大学の大学を表した。大学を表した。大学を表した。大学を表した。大学を表した。大学を表した。大学を表した。大学を表した。大学を表した。大学を表した。大学を表した。大学を表して、大学を表して、大学の大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表していまして、大学を表していまして、大学を表していましていましていましていましていましていましていましていましていましていま	は指統の大きに及と活員切仏 、作物を取り、は、大きなののは、大きなののは、大きなののは、大きなののは、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなのが、大きなので、大きなのが、大きなので、大きなので、大きなのが、大きなので、大きなのが、大きなので、大きなのが、大きなので、大きなので、大きなのが、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きなので、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない		□ 同行記録の確認

主眼事項	着	眼	点	等	評価	備考
	さらに、この場合 提供施設」とは、診 の届出を行っている 介護療養型医療施設	療報酬におけ 病院若しくは	る疾患別リハ 診療所又は介 医療院である	`護老人保健施設,		
	◎3 ◎1 の定期巡回・阪 セスメントの結果の で必要な機能の向上 ア 利用者が日々の系 る行為の内容 イ 生活機能アセスメ た3月を目途とする。 ウ イの目標を達成す エ イ及びウの目標 の内容	ほか、次に掲 に資する内容? 暮らしの中で『 ・ントの結果に 達成目標 ・るために経過	げるその他の を記載しなけれ ◆平18 可能な限り自 基づき、アの ぬいに達成す~	日々の暮らしの中ればならない。 窒準項通端202(14)①ハ 立して行おうとす 内容について定め き各月の目標		□ ア〜エの有無・内容を確認(具体的・客観的 指標となっている)
	◎4 ◎3のイ及びウの通 を担当する介護支援 用者自身がその達成 上につながるよう, 生活行為を行うため 保持等)の時間数と つ客観的な指標を用	専門員の意見 度合いを客観 例えば当該目 に必要となる いった数値を	も踏まえ策定 視で係る生活 標に係な動作 用いる等,可	するとともに、利 利用者の意欲の向 行為の回数や当該 (立位又は座位の 能な限り具体的か		
	利用(1月目,2月目 (1月目)訪問介護員 す介助を行い、系 ド周辺の整理を行 添いを行う。 (2月目)ベッドの上 利用者の体を支え (3月目)ベッドの上 に、転倒等の防止 訪問介護員等は、	「行う指定定方 指よっ 指した。 「は次ののでは に で で で で で で で で で で で で で で で で の で に の が ら の で と の で り る が が が が が が が が が が が が が が が が が が	巡もブ座問の全 いがトの際位保 いがトの際位保 がトの際位保 いがトの際位保 いがトの際は保 いかし、随状 がおいのにない いがりのと いのしいがいいいい のでがいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	応型訪問介護看護かれること。 月用回数1日1回以上 時間)」を設体を起こい ドの上での間がいましていいの見ではない。 の見のかりを行い、 多動の介助を行い、 の。		
	◎6 本加算は◎2の評価 介護看護計画に基づ 型訪問介護看護の提 されるもの評価であり、3 再度◎2の評価に基 を見直す必要がある 定訪問リハビリテー 供が終了した場合で こと。	き提供された: 供日が属する 3月を超えて本 でき定期巡回 こと。なお、当 ション又は指:	初回の指定定月 月かまで 日本 リカ リカ リカ リカ リカ リカ リカ リカ リカ リカ リカ リカ リカ	期巡回・随時対応 を限度とする場合は ようとする 調問者に対する 利用者に対する指 リテーションの提		
	◎7 本加算を算定する つき、利用者及び理 意向を確認し、当該 用者のADL及びI 踏まえた適切な対応	学療法士等に 理学療法士等 ADLの改善	報告し,必要 から必要な助 :状況及び◎3	に応じて利用者の 言を得た上で,利 のイの達成目標を		
	H30Q & A Vol. 1 問題 生活機能向上連携加級 ハビリテーションであれ 訪問介護事業所のサービ ハビリテーションを実施 問診療を行う際等に訪け	算(Ⅱ)の「一 れば,訪問リハ ごス提供責任者 施している医療	ビリテーショ が同行するこ 提供施設のB	ロンで訪問する際に こととであるが,リ 医師については、訪		

主眼事項	着	眼	点	等	評価	備考
	ることが考えられる。					
	(2) 生活機能向上 (1)の◎2,6,7を ※ 本加算は、理学級 に関する利用者の 任者に助言を行い の定期巡回・随時 ともに、計画学療法 を評価するもので	除き(1)を 療法士等が自 り状況について 、計応型訪問の 対応3月経過 、士等に報告。	を適用する。 宅を訪問せず て適切に把握 任者が、助記 護看護計画 後、目標の過	平18館事騒嫌202 「にADL及び した上で計画付 言に基づき(2) を作成(変更) を成度合いにつ	I A L 作成責) ◎ 1 すると き、利	
	イ ◎1の では、	と 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	利リ所お事レ時と場利療者ビはて所電応なに者出れてい業ビ対。合用法でのリリ把の話型おおの等はおいの等としていました。	LA LA LA LA LA LA LA LA LA LA	L を定連屋所た出こに指実期携しの動等把関定施巡した計画が握	
	ロ 当該指定定期。 当者は、イの助。 で、©1の定期巡 こと。なお、©1 、イの助言の内容	言に基づき,: 回・随時対応 の定期巡回・	生活機能アセ 型訪問介護 看 随時対応型記	スメントを行 護計画の作成	った上 を行 う	
	ハ 本加算は©1の き指定り期巡回 に限り、随時対応型 算を第四・随時対ること 定期巡回・随時対応型 で加回・随時対応型 で加回・を でしない。	・随時対応型 れるものであ 型訪問介護看 とは可能であ にで型訪問介語 随時対応型訪	訪問介護看記る。 さいで表 ではいまで見ているが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	を提供した初 の助言に基づ した場合には、 の急性憎悪等 見直した場合を け画に基づき指	回の月 き 定期 こより ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	二 計画作成から 及び理学療法士等 き定期巡回・随時 本加算の算定が同	等に報告する 対応型訪問介	こと。なお,	再度イの助言	こ基づ	
	H30Q&A Vol.4 利用者のADL(寝排せつ等)及びIAEに関する利用者の状況をスメント」という。アセスメントの結果の必要な機能の向上に資外部の理学療法士等にことが求められる。 ① 利用者が日々の流行為の内容 ② 生活機能アセスス3月を目途とする違い	であり、起き上の D L (調理、熱 D L (調理、熱 D L (調でのから D I L からの ですると ですると ですると でいる。 でい。 でいる。 でい。	開除、買物、 等可能性の評 で、訪問介記 まげるその他の 記載しなけれ、 アセスメント 可能な限り E こ基づき、①	金銭管理、服薬価(以下「生活を計画には、不ります。ことではないでは、としてはないでは、というないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、ないでは、	状況) ア 機活のから から から う る た か め た か た か か た か か た か り た る り た る り た う る る と っ と っ と っ と っ と っ と っ と っ と っ と っ	
	③ ②の目標を達成する④ ②及び③の目標は内容ICTを活用した動画には次のような方法がお	を達成するた やテレビ電話	めに訪問介語	護員等が行う介	助等の	

主眼事項	着	眼 点	等	評価	備考
	① 訪問介護事業所のサーリアルタイムでのは、 「一リアルタイムで、外ことが に機器を用いて、外ことが の自宅(生活事業所にという。 の自宅(生活事業所にという。 の自宅(生活事業所にという。 あらかじに把握で、動画るに、当時では、 画撮影を外ことが、 画撮影を外ことをでいた。 をはまする。 をはまする。 なおく生活するに、 をはないにという。 なおく生活するには、 をないにという。 ないいらいられる。 をはいいらいられる。 をはいいらいられる。 をはいいらいられる。 をはいいらい。 をはいいらい。 をはいいらい。 をはいいらい。 をはいいらい。 をはいいらい。 をはいいらい。 をはいいらい。 をはいいらい。 をはいいらい。 をはいいらい。 をはいいる。 をはいいらい。 をはいるの。 をはいいらい。 をはいい。 をはいい。 をはいい。 をはいい。 をはいい。 をはいい。 をはいい。 をはいい。 をはいい。 をはいい。 をはない。 をはない。 をはなな。 をはなな。	二ケーション(ビテ 理学療法士等が利用 なお、通信時間等の 環場)にてビデオ 通信では 現場)にてビデオ 選場)にてビデオ 提供 のこれ できま所 をが が が で き が で き が で き が で き が の が の が り の り い い の の り い り の り い り の り の り の り	ボナ通話)が可能な が可能な が可能な が可能な である である である である ででする ででででする でででする でででする でででででででででで	新 M M M M M M M M M M M M M	
22 認知症専門 ケア加算	□ 注別に厚生労働大臣が 山市長に届け出た指定定 おいて、別に厚生労働大 を行った場合は、当該基 げる所定単位数を加算す 算定している場合におい い。 (1) 認知症専門ケア加算((2) 認知症専門ケア加算(関巡回・随時対応型 :臣が定める者に対し :準に掲げる区分に行る。ただし、次に対 つては、次に掲げるで (I) 90単位	型訪問介護看護事業 して専門的な認知症 送い、1月につき次 曷げるいずれかの加	所に 5ケア (に掲)算を しな	
	◎ 「日常生活に支障を来れることから介護を必度のランクⅢ、Ⅳ又は	要とする認知症のネ	者」とは、日常生活	自立。	
	◎ 認知症高齢者の日常会 算定方法は、算定日が 均で算定すること。ま 3月間の認知症高齢者 月継続的に所定の割合 割合については、 場合については、 い。	「属する月の前3月間 た、届出を行ったり の日常生活自立度 I 以上であることがり 記録するものとし、	間の利用者実人員数 可以降においても、 可以上の割合につき 必要である。なお、 所定の割合を下回	(の平 直近 、毎 その lった らな	
	◎ 「認知症介護に係る項養成事業の実施につい生労働省老健局長通知運営について」(平成1画課長通知)に規定す知症看護に係る適切な	で」(平成18年3月)、「認知症介護実践 8年3月31日老計第 る「認知症介護実践	31日老発第0331010 長者等養成事業の円 0331007号厚生労働 まリーダー研修」及)号厚 滑な p省計 で認	
	◎ 「認知症ケアに関す・ 議」の実施に当たって く、いくつかのグルー い。 また、「認知症ケア」 係る会議」は、テレビ のとする。この際、個	は、全員が一堂に会 プ別に分かれて開作 に関する留意事項の 電話装置等を活用し	会して開催する必要 催することで差し支)伝達又は技術的指 して行うことができ	はな :えな :導に :るも	

主眼事項		評価	備考
	護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドイン」等を遵守すること。 ◆平18館事項短第202(18	ンラ	via · J
	◎ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護 践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事 の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修 及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。 ∮平18電事騒號202(18	業 多」	
23 サービス提供体制強化加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準 (注)に適合しているものとして知山市長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行っ場合は、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においは、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ◆〒18厚鵠126 脿1サービス提供体制強化加算 (I) 750単位サービス提供体制強化加算 (I) 640単位サービス提供体制強化加算 (II) 350単位	福 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	【 算定の有・無 】
	注 厚生労働大臣が定める基準 イ サービス提供体制強化加算(I) 4平27駐95第47号/ 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看襲事業所の全ての定期 回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部におけ 研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 ② 従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサビス従業者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のため 勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具策定の2(16)が 修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策実の2(16)が の1月報に関する情報や留意事項の伝達又は定期巡回・随時対応 訪問介護看護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開 していること。 ② 「利用者に関する情報者しくはサービス提供に当たっての留意 項に係る伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議」とない。お、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなくいくつかのグループ別に分かれて開催するととができる。おいくつかのグループ別に分かれて開催を記しなければならない。お、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必がある。 また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことがで療・介関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドイン」等を遵守すること。 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての変化 動向を含め、記載しなければならない。・利用者の直接を指表していて、その変化 動向を含め、記載しなければならない。・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望・家族環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 4門18 電報 観	型る 一の研け① 型催 事該な,会な要 も護ンラ 意の	【全株年によ 個容一な 【会(参(*場よプ) をでいる。 「会議 加 欠合う単 をでいる。 「本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本
	(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定	期	

主眼事項	着	眼 点	————————————————————————————————————	評価	備考
	巡回・随時対応型訪問介記に実施すること。 ◎ 健康診断等についてはとが義務付けられた「常会めて、少なくとも1年実施しなければならないっては、少なくとも1年計画されていることをも	, 労働安全衛生法によ 時使用する労働者」に 以内ごとに1回, 事業 。新たに加算を算定し 以内に当該健康診断等 って足りるものとする	より定期に実施するここ該当しない従業者も 美主の費用負担により しようとする場合にあ 手が実施されることが		【③健康診断】 直近の健康診断実施日 () 全員の実施か
	(4) 次の記述 (4) 次の記述 (4) 次の記述、 (4) 次の記述、 (4) 次の記述、 (5) での記述、 (5) でのののでは、 (6) でのののでは、 (7) でのののでは、 (7) でのののでは、 (8) でののでは、 (7) でのののでは、 (8) でののでは、 (8) でののでは、 (9) でのののでは、 (9) がのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	時報 た平事い算しも貴和 に割な下野社 対十 つり業にしている 関の 間の 関係 では、の基準では、の基準では、のを所は、してででは、ででで、では、のが、のでは、は、のが、のが、のでは、のが、のでは、のが、のでは、のが、のでは、のが、のが、のでは、のが、のが、のでは、のが、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	100分の60以上である 護事業所のののの以上である 護事業のようには、 一を開るのでは、 一を開るといいでは、 一を開るといいでででは、 一を開るといいででででは、 一を開るといいででででででででいる。 は、にをはない、 にを関いては、 にを関いては、 にをできるでは、 にをできるでは、 にをできるでででででででいる。 にできるでは、 とのででででいる。 にできるでは、 とのででででいる。 にできるででできる。 にできるでできる。 にできるできるできる。 にできるできるできる。 にできるできるできる。 にできるできるできる。 にできるできるできる。 にできるできるできるできる。 にできるできるできるできるできる。 にできるできるできるできるできる。 にできるできるできるできるできる。 にできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで		【④女子記のでは、 (④) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
	ロ サービス提供体制強化加次に掲げる基準のいままでに掲げる。(3)までに掲げ (2) 指定定期巡回・随時対総数のうち、介著者及びが100分の60以上ス提供体制強化が、10 イ(1)から(3)までに掲げる基準のいまをは、10 イ(1)から(3)までに適いで、第2のいずれかに適合で、10 が100分の50では、10 が100分の50の50では、10 が100分の50では、10 が10 が10 が10 が10 が10 が10 が10 が10 が10 が	にも該当すること。 「る基準のいずれに護事業」の割合が100分の40以下護職員基礎研修課程 「と。」 「は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	適合すること。 美所の訪問介護員等の 以上又は介護福祉士、 性修了者の占める割合 7号小 適合すること。 事業所の訪問介護員等 100分の30以上又は介 基礎研修課程修了者の		
	回・随時対応型訪問介 める割合が100分の60』	護看護従業者の総数の 以上であること。 随時対応型訪問介護 護看護従業者の総数のが100分の30以上であ 前月の末日時点におい	看護事業所の定期巡 のうち、勤続年数7年 ること。		

主眼事項	着	眼 点	等	評価	備考
	◎ 勤続年数の算定に当f え、同一法人等の経営す 祉施設等においてサー 務した年数を含めること	する他の介護サー ビスを利用者に直	ビス事業所,病院,社 直接提供する職員とし	大会福	
	(Q&A) ① 特定事業所加算及び 社士又は介護職員基礎 は、各月の前月の末日 が、その具体的取扱いい 求めるものではなく、が 月31日に介護福祉士は 翌月以降に登録をした。 福祉士として含めることが 者として含めることが なお、この場合におい 試験合格等の事実を試 合する等して確認し、	研修課程修了者老時点で資格を取得については、登録。例えば介護福祉士の別えば介護福祉士の別をは、平のできる。また、修了証明書の可能である。いて、事業者は当、験センターのホー	らしくは一級課程修了 けいる者とされて 又は修了証明書の交付 については、平成2分 は養成校の卒業を確認 成21年4月において 、研修については、3 の交付を待たずに研修 該資格取得等見込みを ・	者と さいまで は年3 はの で は で か が で か が で が で が で が で が で が た が た う か う が う が う を が う を が う を が う を う を う を う	
	に、登録又は修了の事態 ② 特定事業所加算及び、 画的な研修の実施についてを含む。)ごとに研修計 画の期間については定め 経験に応じた適切な期い。 また、計画の策定に、 とに策定することとされ ついては、職責、経験争しに応じ、職員をグルーにお、計画については、3	実を確認するべき サービス提供体制。 いて、訪問介護員。 サ画を策定される。 めていないため、 間を設定する等。 ついては、全体像 れているが、立 にでいるが、 で がっているが、 で がっているが、 で がってが、 で がってが、 で がってが、 で がっていなが、 で がっていなが、 で がっていなが、 で がっていなが、 で がっていなが、 で がっていなが、 で がった で がった で がった で がった で がった で がった で がった で が り に り が り に り れ で り り り に り り り り り り り り り り り り り り り	ものであること。	11	
	以上、なんらかの研修さる。 ③ 同一法人であれば、導 る職種(直接処遇を行 は通算することができ、 業の承継の場合であった。 ど、事業所が実質的には、勤続年数を通算する。 ただし、グループ法、 たとしても、通算はできる。 ④ 産休や介護休業、育り から、勤続年数に含める。	関なるサービスの: う職種に限る。) / る。また、事業所で、当該施設・事。 継続して運営して ることができる。 人については、た。 まない。 見休業期間中は雇)	●Q&A 平21.4版(vol) 事業所での勤続年数にこ の合併又は別法人に。 業所の職員に変更がな ていると認められる場 とえ理事長等が同じて ●Q&A 平21.4版(vol)	5異な ついて さる事 ないな 語合に ごあっ (1)間5	
	⑤ 「届出日の属する月の した平均を用いる」こと 成22年度以降の前年」 体制届出後に,算定要作 ス提供体制強化加算に 等において以下のように た取扱いとされたい。 「事業所の体制につい 場合又は加算等が算定で にその旨を届出させる。 定されなくなった事実 ものとする。」 具体的には,平成2	ととされている平) 度の実績が6月に 学を下回った場合。 係る体制の届出に に規定されている いて加算等が算定。 されなくなること。 されなくなる。なお。 が発生した日から	成21年度の1年間別満たない事業所について、もの取扱いについて、も当たっては、老企第でところであり、これにされなくなる状況が当が明らかな場合は、過ぎの場合は、加算等の算定を行れ	でび平 いて、 ナービ 3 6 号 こだ じた きやか ぎが算 っない	

24 介護職員処 思改善加算	2月から平成21年2 が、その後でででででであるため、平成21年 が、その後でででであるため、平成212 が、そのでででであるため、平成212 別に厚生労働実施でである。 関にのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	1 発年からたけのかと月基の護看まれ算い、員はきかと月基の看護でかはてこ処、るかはてこ処、るの算現の遇令。主	3月までの質のき (しまでの質のき (に業の)の (に業の)の (に変知が場は、 (をはのに加年過 ででが場ば、 (では、 (では、)の (では、)。)。 (では、)の (では、)。)。 (でも)。)。 (でも)。)。 (でも)。)。 (でも)。)。 (でも)。)。 (でも)。 (でも)。)。 (でも)。	意が基準を下回ってとる。 算定は行わないことる。 「ない取扱いとなる。」 「ない取扱いとなる。」 「ない取扱いとなる。」 「ない取扱いとなる。」 「ない取扱いとは、「)問題 「でいる」 「でいる」 「では、「では、「では、」では、 「では、「では、」では、 「では、「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、」では、 「では、 、 「では、 「では、 、 「では、 、	2 適 . 否	【 算定の有・無 】
24 介護職員処 7	金の改善等を実施してい 期巡回・随時対応型訪問介 必にしている。 かに従い、令和6年3月31 に加算する。 ただし、次に掲げるの もただし、次に掲げるの もただし、次に掲げるの もつないる年3月31 でかる3月31 でかないるのによい をかるののよるに がながであるのにより にとが は、うでは での例による は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	、 へ 介護日 ・加 が が が で が が に で が に で が は で が は で が は で が に に に に に に に に に に に に に	(注)に注 (し、注)に (注)に (注)に (注)に (注)で (注)で (注)で (注)で (注)で (注)で (注)で (注)で	でいる介護職員の賃 日本に対し、指 日本に対し、指 当該基準に所定 当位数を所定単位 でいる場合におまず でいる場合において ◆平18厚け126号服11注 よるの正前に届出で よるの届出を行って 及び介護職員処遇改	適・否	【 算定の有・無 】
	算定した単位数の1000分 (3)介護職員処遇改善加 算定した単位数の1000分 (4)介護職員処遇改善加	算(Ⅱ) 主 分の100に 算(Ⅲ) 主 分の55に相	相当する単位 三眼事項第6 <i>の</i> 相当する単位 眼事項第6の 目当する単位数	数)3から22までにより 数)2から22までにより t		介護職員処遇改善加算
ž	90に相当する単位数 (5) 介護職員処遇改善加第80に相当する単位数 注 厚生労働大臣が定める イ 介護職員処遇改善加すること。 (1) 介護職員の賃金にという。額ので要回るを請した。額切な措置を措置な措置を請ける。	算 (V) (基 算 退費金じ 型 期の善い 問 の 間 の 計 の 計 の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が	3)により算定 次に掲げる基 を除く。) の改 数額が、介護暗 こと。 護事業所にお	した単位数の100分の ◆平27厚告95第48号 を準のいずれにも適合 (善) 以下「賃金改善 成員処遇改善加算の第 策定し、当該計画に基		(IV) 及び介護職員処遇 改善加算(V)の算定に ついては、令和4年3月 31日までの間は、なお 従前の例によることが できる。(経過措置) 【算定の有・無】
〈キャリアパス要件〉	職員の処理を書の計作との処理を表示できる。 (3) 介護職員の処理を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	画職 「加悪か見」の動作用違 型にののまいでする。 から 月神第十二章 では、 のはいでは、 のはいでは、 のはいでする。 から、 のは、 のは、	載し、 定ない では	継続が困難な場合,当水準(本加算による賃 身ないが、その内容に いて、事業年度ごとに 長に報告すること。 労働基準法(昭和22 和22年法律第50号), か安全衛生法(昭和47 律第106号)その他の こ処せられていないこ		勤続年数 3 年以上の者 の占める割合 ()% 加算(I)でチェック 勤続年数 3 年以上の者 の占める割合 ()% 加算(I)でチェック

主眼事項	着	眼	点	等	評価	備考
	れていること。					
	(7) 次に掲げる基	準のいずれにも	も適合するこ	٤.		
	(一) 介護職員 <i>の</i> (介護職員の			.は職務内容等。)を定めてい		
	(二) (一)の要件に 周知している		もって作成し	ン,全ての介護	職員に	
	三 介護職員の 画に係る研修			計画を策定し,		
	(四) (三)について	,全ての介護耶	哉員に周知し	ていること。		
〈職場環境等要件〉	国 介護職員の は一定の基準 いること。			ごて昇給する仕 ≧する仕組みを		
	次 (知の要件に 周知している		もって作成し	ン,全ての介護	職員に	
	(8) (2)の届出に係 の内容 (賃金改) 遇改善に要する こと。	善に関するもの	りを除く。)ス	及び当該介護職	員の処	
	ロ 介護職員処遇改: イ(1)から(6)まで, 合すること。		び(8)に掲げる	る基準のいずれ	にも適	
〈キャリアパス要件〉	ハ 介護職員処遇改 すること。	善加算(Ⅲ)	次に掲げる	基準のいずれに	も適合	
	(1) イ(1)から(6)	まで及び(8)に持	掲げる基準に	適合すること。		
	(2) 次に掲げる	基準のいずれた	かに適合する	こと。		
	一) 次に掲げ	る要件の全てに	こ適合するこ	٤.		
				スは職務内容等 む。)を定めて		
		について書面? いること。	をもって作成	(し, 全ての介護	職員に	
┃ ┃〈職場環境等要件〉	二 次に掲げ	る要件の全てに	こ適合するこ	٤.		
	- 71 #2 1777			する計画を策定 養会を確保して	· · ·	
	b aについ	て,全ての介詞	隻職員に周知	していること。		
	ニ 介護職員処遇改 ずれにも適合し, か ること。					
	ホ 介護職員処遇改 ずれにも適合する		イ(1)から(6)を	までに掲げる基	準のい	
	※ 区分支給限度基準※ 当該加算について並びに事務処理手順老発0316第4号厚生労	は, 介護職員処 及び様式例の抗	:遇改善加算/ 是示について	(令和3年3月16		
	□ 別に厚生労働大臣: 知山市長に届け出た が、利用者に対し、1 場合は、1月につき	指定定期巡回 指定定期巡回•	· 随時対応型	型訪問介護看護 訪問介護看護を	事業所行った	

主眼事項	着	退 点	等	評価	備考
	供体制強化加算皿を算定して 強化加算 I 及び II は算定した				
25 介護職員等 特定処遇改善 加算	□ 別に厚生労働大臣が定め の賃金の改善等を実施して 定定期巡回・随時対応型訪 定定期巡回・随時対応型訪 掲げる区分に従い、次に掲げ ただし、次に掲げるいずれた 次に掲げるその他の加算は	いるものとして福知 問介護看護事業所が 問介護看護を行った げる単位数を所定単位 いの加算を算定してし	山市長に届け出た指 , 利用者に対し, 指 場合は, 当該基準に 立に加算しているか。 いる場合においては,	適 • 否	【 算定の有・無 】
	(1)介護職員等特定処遇改善主眼事項第6-3から22ま相当する単位数(2)介護職員等特定処遇改善主眼事項第6-3から22ま相当する単位数	でにより算定した単 加算 (Ⅱ)			
	注 別に厚生労働大臣が定め イ 介護職員等特定処遇改 も適合すること。 (1) 介護職員その他の職員 にも適合し、かつ、賃金 特定処遇改善加算の算 を策定し、当該計画に表	善加算(I) 次に掲 員の賃金改善について 会改善に要する費用の 定見込額を上回る賃	こ、次に掲げるいずれ)見込額が介護職員等 金改善に関する計画		年度最終支払月の翌々 月の末日までに実績報 告書を提出
<介護福祉士の 配置等要件>	ア 経験・技能のある介語 用の見込額が月額8万 年額440万円以上でも 善加算の算定見込額が少 賃金改善が困難である場	円以上又は賃金改善 あること。ただし、介 少額であることその他	後の賃金の見込額が 護職員等特定処遇改 也の理由により、当該		
	イ 指定定期巡回・随時対 技能のある介護職員の賃 介護職員(経験・技能の する費用の見込額の平式	賃金改善に要する費用)ある介護職員を除く	月の見込額の平均が、 。)の賃金改善に要		
	ウ 介護職員(経験・技能 要する費用の見込額の型 要する費用の見込額の可 職員以外の職員の平均1 職員を除く。)の平均1 こと。	平均が、介護職員以外 平均の2倍以上である 責金額が介護職員(経	の職員の賃金改善に ること。ただし、介護 験・技能のある介護		
	エ 介護職員以外の職員 O万円を上回らないこと		の見込額が年額 4 4		
	(2) 当該指定定期巡回・院 賃金改善に関する計画、 の他の当該事業所の職 員等特定処遇改善計画書 市長に届け出ていること	当該計画に係る実施 員の処遇改善の計画 書を作成し、全ての職	期間及び実施方法そ 等を記載した介護職		
	(3) 介護職員等特定処遇 実施すること。ただし、 場合、当該事業の継続を (本加算による賃金改善 いが、その内容について	経営の悪化等により 区図るために当該事業 分を除く。)を見直	事業の継続が困難な 所の職員の賃金水準 すことはやむを得な		サービス提供体制強化加算(I)イ
	(4) 当該指定定期巡回・陽 事業年度ごとに当該事: 知山市長に報告すること	業所の職員の処遇改			【算定の有・無】 介護職員処遇改善加算 【 I・Ⅱ・Ⅲ】

主眼事項	着眼点等	評価	備考
<現行加算要件 >	(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体 制強化加算(I)イのいずれかを算定していること。		
	(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善善加算(I)から(皿)までのいずれかを算定していること。		【 算定の有・無 】
<職場環境等要件>	(7) 平成20年10月から(2)の届出の日の属する月の前月までに 実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。 以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費 用を全ての職員に周知していること。		
<見える化要件>	(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その 他の適切な方法により公表していること。(なお当該要件につい ては令和2年度より算定要件とする。)		
	ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	H31 Q&A VOL. 1問1 介護職員等特定処遇改善加算については, ・現行の介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までを取得して いること ・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に監視,複数の取組を 行っていること ・介護職員処遇改善加算に基づく取組について,ホームページへ の掲載等を通じた見える化を行っていること を満たす事業所が取得できることから、勤続10年以上の介護福祉士		
	#31 Q&A VOL.1問2 職場環境等要件については、職場環境等の改善が行われることを担保し、一層推進する観点から、複数の取組を行っていることとし、具体的には「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行うことが必要である。これまでの介護職員処遇改善加算を算定するに当たって実施してきた取組をもってこの要件を満たす場合、介護職員等特定処遇改善加算の取扱いと同様、これまでの取組に加えて新たな取組を行うことまでを求めているものではない。 #31 Q&A VOL.1問3 事業所において、ホームページを有する場合、そのホームページを活用し、・介護職員等特定処遇改善に関する具体的な取組内容を公表することも可能である。 #31 Q&A VOL.1問名 「勤続10年の考え方」については、・勤続年数を計算するに当たり、同一法人のみだけでなく、他法人や医療機関等での経験等も通算する・すでに事業所内で設けられている能力評価や等級システムを活用するなど、10年以上の勤続年数を有しない者であっても業務や技能等を勘案して対象とするなど、各事業所の裁量により柔軟に設定可能である。 #31 Q&A VOL.1問5 経験・技能のある介護職員については、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、各事業所の裁量において設定することとなり、処遇改善計画書及び実績報告書において、その基準設定の考え方について記載することとしている。 #31 Q&A VOL.1問6 月額8万円の処遇改善の計算に当たっては、介護職員等特定処遇改善計算による賃金改善分とは分けて判断することが必要である。		

自主点検表(令和3年度版 福知山市)

主眼事項	着	眼	点	等	評価	備考
	その他の職種の440万円の基準についての非常勤職員の給与の計算に当たっては,常勤換算方法で計算し,賃金額を判断することが必要である。					